

平成26年12月17日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第3号

平成26年12月17日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成26年12月17日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、森治史君。

11番（森 治史君）

皆さん、おはようございます。朝一番のあれですが、よろしくお願いを致します。

通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず1問目になりますが、新庁舎の建設についてお伺い致します。

平成26年度の一般会計予算書の方で、庁舎予定の地質調査費が1,000万。庁舎建設基本設計委託料が1,377万。庁舎建設実施設計委託費が3,373万。庁舎用地造成工事実施設計委託料3,163万円と公有財産購入費、まあ庁舎の建設予定地とかその他の土地の収容費が7,623万。補償補てん及び賠償金として6,577万円で、合計2億3,113万を計上されておりました。

これは、されておりますが、住民の方から、スケン谷に庁舎移転が決定されたことで、今現在使ってるこの庁舎の方をいつ取り壊せるかと問われます。けど、そのときに答えるのは、まず庁舎が完成し、ここの庁舎が新しい方に移転しなければ、ここの古い方の取り壊しはできないのと答えておりますが。また、どのように進んでいるかとの声がありますが。

そこでお伺い致しますが、主にまず、設定とか何とかを抜きに致しまして、庁舎を建てるには一番必要な用地全体、これの予定面積について、まあ執行部の方の説明では6.9ヘクタール、坪数で2万900坪ぐらいになりますかね、というように認識しております。

まあ、そこで一番先にお伺いしたいのは、庁舎建設に必要な用地取得、それに伴う建物、立木等への補償、補てん、賠償についての進ちょく状況について、まず1点目にお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは、森議員の一般質問、新庁舎建設についての建設用地の取得状況等についてお答えを致します。

黒潮町の新庁舎建設予定地は、通称スケン谷地区ということで、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を受けて、現在、事業を進めているところでございます。

この地区内には、新庁舎の予定地となる業務施設エリアや公営住宅建設のための公営住宅エリア、および防災広場の予定地、そして、これに通じる幹線道路などのそれぞれ用途に分けてございまして、庁舎建設係の方では現在、新庁舎予定地となる業務施設エリア内で造成実施設計に必要となる地質調査を専攻して行う必要がございますので、この業務施設エリア内での用地取得に専念しているところでございます。

それら進捗を申し上げますと、平成26年12月10日現在、約1週間前ということになります。この業務施設エリア内での進捗率は、約80パーセントにまで達しました。そして、スケン谷地区全体では約40パーセントの進捗でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

全体の庁舎の移転に必要な土地の80パーセントができた。で、まあスケン谷全体では40パーセントという答弁でございましたが。

この中で、もう賠償もかなりかなり進まれていることとは思いますが、めどとして造成に入れる予定ですが、そのへんの日程、行程が分からなければ。まあ住民の方にはね、まあ庁舎予定地の80パーセントが取得可能になっておるとか、計画全体の40パーセントが取得できておりますとかいう説明、それはそれでいきますけれども、やはり一番住民の方が気になさっておるのは、いつごろに新しい庁舎がそこに建設されるかということが一番の皆さんの関心のあるところではないかと思えます。

それについて、一応予定が組まれて計画はやっておるとは思いますが、その今の段階でまだ地質の調査に入るという段階ですので、なかなかはっきりとした、何年の何月に着工するとかいう、造成に入っていくことが難しいかもしれませんが、やはり行政として住民に対する責任という面からも、庁舎移転にかんする明確なその予定。いつごろ造成に入り、まあ完成予定がいつごろになるか。まあ、防災広場とか、また町営住宅とかいう公営住宅を建てるスペースとか、また、何かあったときに使用する広場とかいうものはさておき、その一番の庁舎に関しての目安という。

まあ、今でしたらまだ予定の予定かもしれませんが、そのへんが分かれば願いを致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、庁舎建設に至るまでのスケジュール、予定ということでご理解を願いたいと思います。

まず手順と致しましては、庁舎建設に伴う用地取得、現在行っている所が先行されるわけでございます。それを、ほぼ年度内にできればと思っているところでございます。

続きまして、それに並行してボーリング調査、できる所の用地取得ができれば随時調査をして基礎データを取って、それをもって造成設計をしなければなりません。造成設計が済みますと、いよいよ建築工事の設計ということに入ります。

造成設計として並行して行われるのが、庁舎の基本設計と実施設計になります。それも26年度の当初予算に組みさせていただいてございますので、用地取得、そして地質調査が済み次第、基本実施設計に入りたいと思っているところでございます。

そして建築開始、現在のところの予定でございますけれども、平成28年の1月を予定しているところでございます。全体でも工事期間が18カ月くらいかかる予定でございますので、供用開始となりますと平成29年の10月くらいということになろうかと思えます。

そして、現庁舎の解体工事ですけれども、平成30年3月までには撤退して解体をしていきたいと、そのような予定を立てているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

かなりかなりの予定でありますので、若干ずれると思えますし、また、ここで挙げております基本設計と実施設計とかいうものは、ひょっとしたら来年の繰り越しになる可能性も出てきますよね。

今の段階ですべてが、あくまでも買い上げが3月31日までというか、少のうても3月の年度末までにすべてが買い上げが済み、造成工事、実施設計とか、その他の予定してるものは発注できればあれですけど、そういうことも含まれておりますか。今、一生懸命努力されて用地買収に掛かっておりますんですが、いわゆるこの用地ができませんことには、基本設計委託にしても実施設計にしても、まず不可能だと思いますので。

そのへんの予定として、ひとつ年度末までにすべて、今、26年度に挙げております庁舎関係に関する予算は執行できるものか否かについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

予算計上している所がやむなく繰り越しをする場合もあろうかと思えますけれども、できる限り年度内の執行を目指して頑張っているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

そこで一つお伺い致します。

まあこの、公共に対しての土地の売却ですので、いわゆる国税の所得税の方の免除は当然受けられると思えますが、一つ、地権者の方にもう1点説明されておるかどうか、詳しく。

国税の方は、確かに所得税は免除になります。けど、県税と町民税の方ではその免除がない関係で、一定限に跳ね上がると、住民の方に対しての国保税ともろもろの住民税が上がってくるということ。

これ、実はだいぶ前のことになりますけど、10年ぐらい前に、その公共事業で土地を売却された方から聞いた話ながです、実際に。役場の方の説明では、所得税は免除になりますということで、そこはうんと強調された。ところが実際に売ってみたら、そのときで言う国保税が満額来た。最高額が来た。それから、住民税も最高額が来た。こういう説明は一切受けてなかった。あくまでも売った側は、今までどおりの国保税で、住民税で済むと思ってたものが。まあ、それはお金が入ってるんですから当然上がってきますけど、あまりにも売却したときの所得税の方の減免が強調され過ぎていて、一方で、町へ支払う国保税、住民税、そういうものの説明がなかったということで、かなり立腹しておりました。もう済んだ後だったんで、その方もどうしようもなかったけど、まあできればそこも一緒に説明が欲しかったというような声を聞いております。

で、こういうときに必ず言われるのが、今売れば所得税、いわゆる土地を売却したことによる所得税は免除になりますよ。まあこれも一定の金額超すと駄目でしょうけど、一定の金額の範囲は免除になると。そこはものすごく強調された。だから住民の方にそのように、まあ小さなことですが、やはりそこまでの説明をされておるか。交渉に当たって。

そこまでの説明がきちっとされるべきではなからうかと思えますが、そのような説明をされての交渉に当たっているかをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

議員ただ今ご紹介された前例等も含めまして、交渉に当たっております。

大切な財産をお譲りしていただくわけですので、それに見合う対価、そしてさらに追加されるといったところで地権者の方々にも戸惑いが生じまして、いろんな所で問題が起きてございますけれども、いったん交渉が成立した後、さらにこういったこととなりますよというご説明も懇切丁寧にさせていただいて、それで契約に至っております。そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

契約に至るまでに、判をもらうまでにその説明はされてるということで答弁がありましたので。これはそうしていただかんと、後でまた住民の方に、次の公共事業をやるときにやはりそれがネックになって、あのときにこういうふうにあったということではなかなか判がいただけないということが起こってくると思っておりますので、やはり住民の方に分かりやすく、丁寧にさせていただくべきだと思います。

続きまして、2問の方の質問に入らせていただきます。

これ、今年6月には集中豪雨があり、町内では多くの田で耕作土とか畦等が流出しての被害に遭われております。

これは農家の方から、来年稲作をするにしても早急に耕作用の土を入れるとか畦等の復旧工事がされなければ、来年に向けての田の準備もしようにもどうすることができないという声があります。

こうやって放置しておく、まあ高齢の方もおいでだと思いますし、そのうち放棄地になる可能性もあると思います。今現在、今回の被害に遭われた所は、今まではなかなか作りよくって、意外と稲作をしてもあまり労力もなく機械を入れて、かなりの収穫が得られる場所だったというように。私の場合も蜷川の方かしらん見てませんので、佐賀の方までよう見てないのではっきりは言えませんが、まあどこも意外と今回ののは、こう山の方の奥に入っていった棚田がやられたがじゃなくって、意外と平地の所で佐賀も大方も、どちらの地区も耕作のしよい場所でかなりの被害が出てると思っております。

それにつきまして農家の方から、災害復旧の工事の予定と完成についてを問われましたので、執行部の方にお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、森議員の災害復旧についての水田の復旧工事の予定と完成についての質問にお答え致します。

本年は6月の豪雨や8月の台風などにより農業施設へ多数の被害を被り、地域からの報告件数は農地関係で約110件にも上りました。そのうち5件については、国庫補助による農地・農業用施設災害復旧事業に採択され、町単独工事と併せて、現在復旧に向けて業務をこなしているところです。

ご質問の、6月豪雨により被災致しました農地の復旧工事の予定につきましては、国庫補助の農地・農業用施設災害復旧事業の5件については、来年1月の初めに発注して、復旧、完成は2月末までを予定しております。

また、町単独による災害復旧事業については、区長を通じて申請を行っていただいております、その都度、復旧事業の対応を行っております。

農家にはご迷惑をお掛けしておりますが、担当の方も多数の災害対応をしながら早期工事発注に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

今、答弁で5件は国庫補助の対象になったと。166件で5件、111件は国庫補助から外れたということですね。

この件数というのは、この116件の災害が出た分を指しての中の5件というように解釈をしておりますが、それとも地区、ブロック的なものなんでしょうか。116件の農地のあれが災害に遭ったというように、今、報告を受けました。そのうち5件は国庫補助の対象になったというように受けておりますが。

そのへん、残りが111件が町単の事業になるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは、森議員の再質問にお答え致します。

約110件ということで、そのうちの5件について国庫補助事業の採択をされました。110のうちの5件です。

ただ、その約110件ということで答弁させてもらっておりますが、農地災害の町単災害につきましては、報告があってもその申請しない場合、また地元で直す場合もありますので、全部が全部、町の関係するような事業で対応するというにもなりませんので、約110件ということでお答えさせていただきました。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

すいません、私の聞き違いでしたんですね。116件と聞いたがは110件の、私の方の聞き間違いですねそれは。

そしたらもう一つお伺いしたいのは、一応、国庫補助の方については1月に発注して2月末の完成を予定しておるといことで、そこは分かりましたけど。町単の事業として今、被災された方が区長さんの方へ行って、区長さんを通じて役場の方に申請を出してきていると。これについてはもうすべて統計が取れて、これについてもいつ発注して、いつごろの完成になるか。これによって、農家の方は待っておるとい。春に向けての。ひょっとしたら、今年はまだ耕作ができなくなるかもしれん。それでも田んぼはたたかないかっなってくるのか、来年に向けて、準備するならする仕事があろうと。私は農業やないから分かりませんが、春に向けては何回か田起こしもやりもっての春を迎えますので。

国庫補助の方は別個として、今言われた町単の事業になってる部分の事業展開がどのようになっているか、

お伺い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは、再質問にお答え致します。

町単工事の場合は、農地につきましては区長さんを通じてそれぞれ関係者、地権者の方から申請が挙がってきております。

それで流れと致しましては、その申請が挙がってきてすぐに、担当の方が現地を見にいて対応しております。現在、約70件ぐらいの対応をしております、農地というのは後の質問にも関係ありますが負担金に関係してきますので、ある程度その受益者さんの考えを持って申請するか、あるいは自分で復旧作業をするかというようなこともありますので、そういうところも加味して区長さんと相談して、町の方に申請をしてこられております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

すいません、まあ2問目に引っ掛かるけんなかなか答弁がしにくかったみたいですけど。

私が今お聞きしたいのは、町単事業として今、現地を、区長を通じて申請がありましたので役場が受け付けて70件ほど現地を見てきているということですので。

流れとして私が求めているのは、国庫補助でやるように、1月に発注しますよ、2月にできますよというように明確にはならんとしても、やはり耕作予定者として見たら、町単の分についてもいつごろ入っていただけるか、いつごろ完成するか。まあ、これは業者があることですので、なかなか今忙しい業者さんもいっぱい抱えていますのでなかなかそのへんのことは難しい面があるかと思えますけど。予定として町が町単事業を受け付けてますので、これを大体3月までに済ましてしまおうとか、4月にかかるかという予定を教えてくださいんですけど、全くそれが未定なものか。

一定限、この70件の中でも、もう既に最初に受け付けた分だったら予定はなんぼぐらいはいけそうとかいうようなものはないでしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

すいません、説明不足みたいでしたので。

その都度対応というのが申請がありまして、区長さんから。即、もう業者さんにも随契でお願いして対応して、工事も済ませております。その70件については、もう既に済んでいる分です。

その後の、まだ申請が挙がってきてない分につきましては、先ほど言いましたように検討されようということですので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

1問目の方のあれは分かりましたので。

次の2問目の方、さっきちらっと言いかけて、課長が、これをやると次の質問に引っ掛かるからということまで口を濁しましたけど。

一番、農家の方が心配しているのは災害復旧工事についてですが、その工事費に対して当然、農家の方も地権者の方の負担が要ということは認識されております。その負担が必要ながは分かっているけど、その負担割合はどれぐらいになるのかということの声がありますが。

まず一つお聞きしたいのは、国庫補助でやった分もあるものなのか。国庫補助の場合は、まあ大概農地の復旧には個人負担が2割程度か25パーセントとかいう負担金があるように認識しておりますが。国庫補助でやられたとこと町単でやったとことでの、まあ工事費の金額も国庫が出るということは、かなり大きな金額になるから国庫が出てきておると思います。補助金が、災害のあれで。町単でやった所は、比較的少ない金額でできるから国庫に入らったと思うんですが。どちらもあると思いますけど、まあ補助率が国庫も町単も同じものなのか。国庫の場合と町単とで比率が違うものであれば、まあおよそ国庫の場合は何パーセント、同じならそれで結構ですが。

一番気遣っておるのはやはり、どれだけ負担金が掛かってくるかということが、今、一番悩みの種ではないでしょうか。まあ一定限高齢になって、退職後かなり作ってる方もおいでます。そういう方にとってきたときに、専業ではありませんので、今年みたいにお米の値段が極端に安くなると余計、来年の耕作はどうしようかなという。下手すれば機械を買って、自分がコメを作って自分が食べるより、買う方が安うなるという。けどその方々も、何代も続いてご先祖さんが耕した田んぼを荒地にすることはできないので、やっぱり、まあ趣味も兼ねちよう言うたら怒られるかもしれませんが、そういう形で先祖伝来の土地を守りよう部分もあるのではないかなというようには感じております。やはりそういうところでいくと、その負担金なんかはどれぐらい掛かってくるかな。やはり、お願いしちよう方は一番のポイントではないかと思っております。

まあ国庫であれ町であれ、工事費の何割が今回。もし国庫やったら15パーセントとか、町単やったら10パーセントとかいうように、違いがあるがならあるで負担率をお願い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは森議員の2点目、復旧工事について地権者への負担があるならばその割合についてお尋ねしますのご質問についてお答え致します。

負担金につきましては、町の分担金賦課徴収条例により、国庫補助事業の農地災害復旧事業の場合、補助残の20パーセントをご負担いただいております。

その補助率を決めます増高申請という手続きが年明けになることから現段階で補助率が確定はしていませんが、試算では、あくまで試算ですけれども事業費の4.16パーセントぐらいが負担率となりそうです。

なお、国庫補助事業の農業用施設、水路、農道に当たりますけれども、それについては受益者負担はありません。町単独事業の農地の場合は、事業費40万円までで50パーセントのご負担をいただいております。なお、40万円を超える分は全額受益者負担となっております。

また、町単独事業の農業用施設、水路などですけれども、それについては事業費40万円までで25パーセント負担で、40万円を超える分は全額受益者負担となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

国庫補助の残高の 20 パーセント、まあ総事業費にしたら 4.16 パーセントという。まあ、あくまでも試算ですので、これが正確な数字とは言われませんが、計算方法としては総事業費の約 4.16 パーセントぐらいになるのではなかろうかということなんですよ。

町単の場合も、40 万以下の工事やったら 20 万の負担。で、40 万超すと、すべて地権者がしなくてはならないということになるということですからこれは間違いないと思いますけど。これ 41 万超したら、かえって個人的になかなか難しい点が出てくるがじゃないがでしようかね。

これ、国庫補助の対象になるときは、逆にお尋ね致しますけど、国庫補助の対象になるときのこういう復旧工事費は、どれぐらいを超すと国庫補助金の対象になるがです。その工事費が。

ここで、40 万までが町単でやりますよ、41 万超す場合は受益者負担ですよということは、40 万までの 20 万はしてもらうけど、40 万を超した分は個人負担になるのか。国庫補助の対象になる工事費が大体どれぐらいの見積もりだったら国庫補助の対象になるのか。今の説明でいくと、町単事業でやった場合、40 万で 50 パーセント。40 万以上はすべて、40 万を超すとということだから、私の聞き間違いではなかろうかと思うんですけど、40 万を出した分はすべて地権者の負担になる受益者負担ですよ。それまでの 40 万の 20 万だけは町が見ますよというように解釈してしまったんですが。

この 2 点をもう一度、説明をお願い致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

個人の所有の農地につきましては、40 万円まででしたら 50 パーセントの負担ですので 20 万円ということになります。40 万円を超える分につきましては、国庫補助の工事費が最低 40 万が対象になって採択となるようになっております。

その、できるだけ国庫補助の方に、40 万以上の工事については掛けていきたいというふうに考えておまして、その 40 万で線引きをしておりますが。中には、多少 41、2 万、額になっても、その国庫補助に掛けますとその期間がかなりかかりますので、早急にやりたいという方はそちらでやっていただきたいというような要望もあります。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

今の説明で、私の方が勘違いをしておりましたし、その国庫補助の対象が 40 万を超すと国庫補助の申請が可能というようにお聞きしてなかったもので、今の説明聞いてやっと分かりました。

40 万までは国庫補助に掛からないので、40 万以内のものは町単でやりましょうと。それから 40 万を出ると国庫補助の対象になるけど、国庫になると手続きその他でなかなか時間がかかるから、早急にする場合は 45 万やったらもう 25 万出すけん町が 20 万出してください、やってくださいということで処理をしておるといように解釈して、そのようにお伝えしてよろしいですね。

課長、今、そういうように住民の方にお伝えしてよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

ええ、そのとおりで対応しておりますので、そのとおりです。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

3 問目に入らせていただきます。

皆さんの手元に資料として3枚、写真を付けております。

ここは上田の口のしだの川地区でございます。まあ皆さん、中村へ行くときにはトンネルの手前の56号線から、バス停、あれ丸山橋のバス停ですが、右側に約10軒あるかないかだと思いますけど、ありますが、そこをバス停を起点にして町道しだの川線が北に向けて、私の感覚では約、奥の端の人家までいうたら3キロくらいあるのではないかと思います。これはもう写真の方には人家は写っておりませんが、そこで3軒で生活をされております。その方は皆さん、見事に高齢者です。まあ4名おるらしいですけど、1名はちょっと入院してるので、今、4名のうち3名がそこで生活をされているということをお聞きしております。

一番手前の所の人家の手前200メートルぐらいの所で舗装に穴が開いて、そこにずうっと水が常時たまった状態ながですよね。これ1番目、電柱が写ってますけど。で、一番大きいところはこういうように掘れ込んでしまって、道路の端がもうないがですよね、舗装が。これ溝もない関係で、すべて流れてきた水が山側の方へたまって流れてるようです。で、ここの農機具入れ、これ片屋根の車庫がありますが、丸パイの車庫がありますが。ここのとこなんかでも、ここのように怖いですよということはおもう張っております、ロープで。それで、その前にもこのようにして水たまりができて、水は一切引かない状態です。

で、この方々も日常的な生活にはかなりご不便をされていると思います。この写真には写ってませんが、国道から見える人家からここの人家の間の道はものすごくまあ石も落ちてきて、細かい石も落ちてきてるし、しけみたい荒れたら、がれきも下りて散乱しておりました。かなり日常の生活には不便をされてると思いますし、また、たまたまそこにおられた方が言うには、今日は中村の方へ行きちょっとけど、タクシーを呼んで戻ろう思うけどあまりにも道が悪いけん、もう軽四の福祉タクシーで帰ってきたと。まあ、どっちでも使えるんやからタクシーが通らんでも理屈的にはかまなかもしれませんが、まあそのように話されておりました。もう、あまりにも道が狭いということで。やはり、これは部落の方からも出ちょうと思っておりますがね、これほど傷んでおりますので。

やはり、この方々わずか3名かもしれません。けど一生懸命奥の、このかなり国道から離れたご不便な所で生活しております。まあ、年がいったらその場を離れたくないという、そういう気持ちも強い面もあるかもしれませんけど、息子さんは手前の方に住んでも、お母さんらとか奥の方の、それからまだ奥で生活をなさっております。

そういうことを考えた場合に、元気な者ではほとんど、モリオカさんは私らと変わらんですから、まあ65歳以上の3名が。上の人はもう80を超したような人が2人と思いますが、そういう所で生活をなさっておりますので、やはり日常の生活面の安全からも、私は早急に修繕を。これをこっぴり直すじゃないんですけど、そういうようなとこの修繕が必要やと思っております。

執行部の考えをお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、森議員の3番の町道管理についてのカッコ1、町道しだの川線の舗装修繕についてのご質問にお答えを致します。

町道しだの川線の舗装修繕につきましては、昨年度、社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、延長624メートル、舗装面積1,540平米を施工したところがございますが、議員ご質問の個所につきましては予算の都合上、舗装修繕ができなかった個所でございます。

当該個所につきましては、道路側溝もなく、山側からの流水も多いため、舗装路面が損傷したものと考えております。つきましては、通行に支障を来さないよう応急的な対応としまして、直営でレミファルトにより損傷個所の修繕を早急に実施を致します。

なお、舗装修繕につきましては、昨年度国の補正予算を活用しまして、町道40路線、舗装面積5万8,000平米を施工しましたが、町内の町道路線数も477路線と多く、限られた道路維持予算だけでは十分実施できていないのが実情でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

早急に年度内に。

私もこれを手前のね、今、課長が説明があったように、しだの川はかなり、人家の見える所のちょっとぎりぎりうか、一番奥の端まではきれいになっております。そのようなものを求めるがじゃなくて、今言われたようにレミですかね、補修工事はされるということですから、やはり早急にやっていただきたい。

恐らくこの中で住まわれてる方々も、それはええ道に越したことはないと思います。けど、私に言われた要望は、ここの穴を埋めてほしい程度の補修を気掛けてやっていただければ、それで納得していただけるかと思います。

1点、この写真のパイプの所にこういうように町が持って行って、ここはくえてますよと、こういうようになってますよね写真で。で、この奥には、ここからまだ奥に1軒だけ生活してますんですね。やはりこれが傷んじようんだったら、何とか土のうでもついてきちっとしてあげんと、いつまでたってもこれ。まあ大体町に、これちょっと町道管理ですから町道についてお伺い致しましたけど、私も田野浦でも1件言って、テープ張ってもろうたんですね。ここからここは怖いですよということで。そのときはそのご主人が生きてたんで、亡くなりましたんで、もう4年ぐらいこういうように、ここは怖いですよ、気付けてくださいというように、こういうようにポール持ってきてテープ張ってはくれますけど、それからの後、対応が非常に遅いと思うんです。これなんかも色が変わっちゃうところ見たらかなり前から、これ聞いてないんですけどいつからあったかは。

確かに1人、ここから奥は1人です。ここから300メートルか200メートル、200か300入った所にもう1軒おうちがありますので。生活されておりますので。まあこういう所も人口が少ない、それからまあ費用対効果とかいろんな面があるかと思いますが。けど、やはりこういう所にも気掛けて手を差し伸べてあげるべきではないかと思いますが。まあ予算のことをまず頭に出されてきますけど、この工事がそんなに大きい工事になるもんかどうかは分かりませんが、まあいつ奥の端の人が生活をしなくなるか、そこは私も分かりませんが。やはり今現在生活しておいでるんだから、こういう所の個所を、やはりここは危険ですよと

認めてる以上は、町の方も早急に対応が必要と思いますが。まあ、ほうぼうにそういう場所があると思います。けどやはり、やった方は4年も5年もやらなかったら何のためのあれかなということになってきますが。そういうようなときの対応の順番というか順位性いうんですか、まあかなり頻繁に車が通ってもその状態。まあ、幅があるから大丈夫という感じがたがですよね、その場合。ここと別個に今私が出した例は。そういうような対応はどういうようにした順位でやっていかれるか。私はこの、奥に一人かしらん1軒で一人住まいやから放置していいものでしょうかということたがですよね。今、生活をされてますので。これが大きい工事だったら、国から補助金とか県からの補助金つけてやれると思います。けど、この範囲やったら恐らく町単でせないかん事業としますので。まあせっかく手前の穴は補修していただけますということでしたから水差されんがですけど。

まあ、こういうとこの工事の対応についてどのようにされているかを一度お伺い致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、森議員の再質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、当個所につきましてはなかなか公共土木災害には適用できない程度のものでして、現在、各地区からいろんな要望がたくさんまいっております。その中で、道路維持予算の中で施工していますのは、やはり緊急度の高い所から優先させて実施をさせていただいております。

ただ、なおこの当個所につきましては再度現場にも赴きまして、安全対策には十分配慮していきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

特に、まあここの補修のことは分かりました。

まあ普通でしたら町道でも、元気な方がおりましたら、その方らがまぎるもんはのけて、自分らの通行のしよようにやって生活道を確保してると思うんです。町に言わずに、地域の者が出てそこをずっと、まあ石が落ちちょうとか、木が折れてきていうもんなんかもあらけてると思いますんですけど。

ここの集落のこの傷んじょうとこに行くまでの個所のカーブも、スギとかキノヒとかが植わった中を縫うようにしてずうっと入っていきます。そこもかなりの小枝とかいろんなものが落ちてきて道に散乱してますけど、いかんせん、手前の人なんかもたまには行くかもしれませんけど、その生活道じゃないという関係で。奥におるのは、これ言っいいいんかな。女性が3名、今、高齢者の方が住んじょう関係で手前までは何もできませんけど、こういう所はやはり町の方であらけてあげるとか。まあ要請がなかったらなかなか分らないところもあると思いますけど、区長あたりから申請があれば、部落としてもなかなかそこまで手が回らんよ、だから町の方にここの片付けをお願いしますというたときには対応がやっていただけるもんかどうかをお伺い致します。

なかなか難しい問題かもしれんけど、このようにしてどんどんどん、限界集落を超えてると思います。実際にこの3軒だけでやりよう所はもう、前のおなじしだの川地区かもしれませんけど、上田の口のしだの川地区だと思ます。けどもう全然、2キロ以上離れた所に3軒ばああるっていうたらまたちよっとう、普段は親戚関係があって交流はあるかもしれんけど日常の生活とはちよっとうパターンが離れてきますので、そういう場合に限界集落、もうあと何年かしたら恐らく人がおらんなる可能性は大だと思ます。こんな寂

しい話はせられんかもしれませんが、どう見てもあと、子どもさんが戻ってきてその家に住んで、周りの畑、田んぼを作って生活してくればまた止まりますけど、もうそれがない限り、火が消えていくというのはもう目に見えてると思いますけど。

その間の生活する人のために、部落の区長から要請があれば、そういうことも行政から手助けがしていただけかどうか。

答弁の方をお願い致します。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答えを致します。

先ほど答弁しましたように、町道路線もかなりな路線数がございます。

できる限り、地元の区長さんはじめ地域の方々にご支援、ご協力もいただきたいところですが、町としましても直営の作業員等をその路線等にも入れて、可能な限り対応もまたしてまいりたいと考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

可能な限りの対応をしていただけるということですので、次の質問に入らせていただきます。

4 問目になりますが、ケーブルテレビの放送についてお伺いを致します。これはケーブルテレビの放送を視聴されている方よりの疑問点として声が挙がったのでお伺い致します。

深夜放送で朝方まで通信販売を放送されているけど、一体年間、その 12 時から朝の 5 時か 6 時か分かりませんが、その間ずっと流しっ放しにする。これ経費ってなかなかあれやろうと思いますけど、経費がどればあ掛かりようもんぜよと。そればあ流して、町はどんだけの収入が得られちようがか。

また、通信販売をやりよるけど、それで一体どればあの契約があるもんか。

要は、深夜放送に流しようがええかえ、その経費と、通販の会社からもらいよるコマーシャル料というんですか、それとほんまに見合いようもんかなという。ほんで、それをやっつてどんだけ町内の人が買い物なさつちようか。件数がちょっと分かるかどうか分かりませんが。

そういうことの声がありましたので、ここでお伺いするのは、通販の 12 時から深夜に放送する間の年間経費と、それに伴う放送収入と、その放送に基づいて町内でどれだけの販売件数があったかについて、執行部にお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問、ケーブルテレビについてのご質問にお答えしたいと思います。

深夜放送で流している通信販売放送に関するご質問でございますけれど。まず、通信販売放送番組の年間の必要経費としては、放送を継続する電気料、年額にして約 1 万程度でございます。以外は発生しておりません。

一方、放送を自主放送番組内で行うことによって、番組放送料として通信販売会社より一定の金額を頂いております。その金額の実績は平成 24 年度の収入の場合、5 万 7,497 円でございます。この平成 24 年の事業者の売上額というのは 4 万 9,909 円でございます。

それから平成 25 年度に関しましては、町への収入は 6 万 4,976 円でございます。事業者の売り上げとしては 8 万 3,543 円でございます。

平成 26 年度の今までの状況でございますけれど、12 月までに町の方に入る収益として 5 万 975 円、売り上げとしては 20 万 696 円。これは 11 月まででございますけれど、そういうふうな状況にあります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

住民の方には、電気料で大体年間 1 万円と。それでお話できることと。

こうやって売り上げいか収入の方も今お伺いしたように、これは売り上げに対してのあれでしたかね、マージンながですか。それとも放送を流すことによる、放送収入の場合ですが、放送は一チャンネル、1 年間なんなんぼながか。それとも、確かちょっと私のうろ覚えだったんですが、販売件数いか販売金額に伴う収入でしたか。そのへん、ちょっと私の方が定かでないなっておりますが。

この収入というところは、この販売実績に基づいて、売り上げに基づいての収入なのでしょうか。それとも、一局なんぼ、年間なんぼの契約でしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

この使用料、手数料と申しますかそういうものにつきましては、配信の通信販売会社と町で番組配信契約書というのをまず結んでおります。その中で、売り上げに対する一定の率の収益、あるいは最低保障金額という形で契約をしております。平成 24、25 は最低金額を設定しましたけれど、26 年度については若干売り上げに対する手数料という形で、契約をちょっと変更しております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ売り上げが伸びたら、26 年度から売り上げが伸びれば伸びるほど収入が増えてくるという方法に契約内容を変えてるということですね。

そういうように、24 年、25 年は一定の金額を固定として契約の中に結んでおったけど、26 年度からそれではなくて、売上高に対するパーセンテージで収入として入ってくるというように契約が変わっておると受け取ったがですが、それでよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません、説明不足だったかもしれません。

平成 24、25 は売上金額の率と、それから最低保障という、両方の契約をしておりましたけれど、少し売り上げが少ないですので、業者の方が最低の方を少し見直していただきたいという申し入れがありまして、現在、26 年度から売り上げに対する率という形になろうかと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

それでは、そこのところは分かりましたので、2 問目の方に入りたいと思います。

そのさっきの方ですけど、自主放送番組として町内それぞれの地区にあった伝統行事、まあ現在あるものとか、もうなくなってるものもあるかもしれませんが。その方は昔を思い出して、昔は私らの所でも7月か8月に虫送りの行事なんかをやったと。それから神祭で奉納される花取りとか、子どもが主役の鼓踊りとか、地区によって言い方はいろいろあろうかと思いますが。まあ、中にはその地区内のわずか5、6軒が氏神さんとして、先祖伝来そこで祭る行事などがあってきたと。で、このままでは後世に対して、もうなくなってしまうと伝統行事の伝承ができなくなってくるということで、自主放送の方でそういうものを番組録画で残すことで後世に対して伝統文化が伝わる、守れるがではないかと思うがということと。

それをケーブルテレビの番組として放送ができたらなというような声がありましたので、そのような取り組み。まあこれ経費が掛かることですので、向こうもちょっと経費が掛かることについてはいろいろ気持ちもあろうかと思いますが。

まあ要は、町内の各集落でいろんな行事があっってきたと。子どもの時分にはこんな行事があったとかいう、懐かしい部分も本人さんにあろうかと思いますが。けど、そういうものが廃れていってしまう。せっかくの長い伝統として受け継がれてきた伝統のものが消えていく。そこに一抹の寂しさがあるがじゃなかろうかと思いますが。そういうものを自主放送でやるのなら、一つの番組の中ではないけど録画で残しておいて、適切にその放送の中に入れて流してもらえたら、皆さんにもまたそういうものがあつたということも認識されるがではなかろうかなというような声がありましたので。もし、取り組みについてですが、やはり執行部の方の考えはどのようなことを思われるか。

急に私が今ここで言うたのであって、計画も何もあるわけではないんですけど、今からの流れとしてこういうものにも取り組んでいく考えがあるかないかということでお伺いさせていただきます。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは森議員の、町内集落にある伝統行事などを録画してケーブルテレビで放送してはどうかというご質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のように、伝統文化、伝統芸能など、地域の伝統行事を継承していくことは、この地に生きた私たちの先人から連綿と続く貴重な財産、貴重な文化財を残し、次世代に継承するという点で非常に重要であると考えています。

また伝統行事の継承という、地域が協働して取り組む行事は地域住民のつながりを強化し、土地への愛情と誇りを深くするものです。このことは現在黒潮町が取り組みつつあります、地区防災計画の策定の理念にも通じるものがあると思います。

さらに、地域に住む子どもたちを取り込んだ伝統行事は、それ自体が青少年の人間教育の場、健全育成の場になり、世代間交流の面からも貴重な行事であると認識を致します。そのような伝統行事が時代とともに簡素化されていく、あるいは失われていくことは、時代の趨勢（すうせい）とはいえ残念な限りであり、ご質問にあるとおり文章や、あるいは映像で記録、保存することが求められていると思います。伝統行事が途

絶えたとしても、映像と音声により記録が残れば、行事の復活も比較的容易になるだけでなく、その行事を地域の歴史として後世に残すこともできます。

以上のようなことから、教育委員会では本年度、黒潮町がしている無形文化財のうち、無形文化財である有井川地区の庄司踊り、蛭川地区の常清踊り、伊田地区の新吉踊り、歌、浮津お竹さん、上川口の舟歌につきまして録画を行い、IWK テレビの作品として放送をし、記録として残す計画を立てております。

謡曲と踊りにつきましては、大方民謡クラブの皆さんにご協力をいただきまして、年度内には完成を見たいと考えております。

このような映像による記録は、再現記録だけではなく、現場を取材したドキュメンタリー的な記録も必要だと思っておりますので、今後も積極的に記録保存を行い、それらはケーブルテレビでの放送や、あるいはあかつき館などの公の施設での放送、学校における地域教材としての利用など、幅広く活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

教育委員会の方から答弁が来ると思ってなかったもので。内容的には当然、教育委員会がやるべき事業の中に入っておりますと思われる。

全国放送でしたけどね、物部村のわずか5軒の集落がずっと守っている伝統的なあれは、よろこびとかいような番組の中で流された分だったんですけど、太夫さんが拝みよう間も地元の間はそっちのけで、こっちでいうお客をやりもってわいわい言いもって、太夫さんが降りてきたら太夫さんも一緒になってそこで飲み食いし、お札もろうてありがたく帰っていったような番組がありましたけど。

その方が言われるには、私の地区には氏神さんではなかろうかと思えますけど、その周辺の親戚相が祭る、そういう小さい祭りが途絶えていく。それをやっぱり記録で残してもらいたいという気持ちが強かったんだと思えます。

ご本人に会いましたら、教育委員会としてそのような番組を取り組んでいって随時やっていくと。ほんで自主放送でも流していくこと、取り組んでいくことを伝えておきます。

5 問目の方の、固定資産税についてお伺い致します。

南海地震対策として、避難路に隣接して倒壊の恐れのある老朽化家屋の取り壊し費用については、まあ経費の80パーセント、最大100万円までの補助金制度があって、これまでも5件にやっておるといふふうにお伺いしております。今回もっとあったので、あと4件ぐらいの補正で取り組みたいというように担当の方からは聞いております。問題として、これはいいことだと思います。そうやってのけていくことは大変いいことだと思います。

一番の問題は、家がなくなって更地になりますと、家が建ってるときの固定資産税については、住宅一戸当たり200平米、約60.6以下の用地の場合には、小規模住宅用地への課税標準額については価格の6分の1額まで減免がされておりますし、また200平米を超えた面積については一般住宅用地となり、その課税標準額については価格の3分の1の額にするという特例措置がされております。

ここで、南海地震対策と老朽した、あとは家。まあ、いろんなさまざまな思い出のある家を取り壊しに協力をされた。そうすると、今度は固定資産税が今までの3ないし6倍の課税になってくるという。で、これからの事業を進めていくために、協力をしてくださる地権者の方にも、これをずうっというわけではいかな

と思いますけど、まあ一定の期間特例の措置が継続できるようにすると、もっと対策での取り壊しが進められるがじゃないかなというように思います。特に、家がないなって実際に行っても、よそにおいてその固定資産だけ払ってるとして、家がないなったら6倍から3倍に跳ね上がるということ。まあ金額的に、まあ田舎の土地ですから都会と比べたら安いかもしれん。年間1万円であった住宅地が3万になるか6万になるか。家はなくなって県外におられる方とか、まあこの県内でも構いませんけど、もう住む予定がなくてつぶした場合に、なかなかのその負担額というもので見込まれる言うたらおかしいけど、やっぱり取り壊しに協力はしたいけど、後々6万なら6万の負担が掛かってくるということについて、私だったら考えるかなと思うことがありましたもので。

もしそのように、行政のそういう重要な施策でやっている避難道。その隣接する土地に対しては、まあ協力してくれてやってあげたら、永遠とは僕もよう言いません。私もそれはすべきではないと思いますので。まあ一定期間については特例措置を設けて、徐々に徐々に満額に持っていくような施策が必要と考えますが、執行部の方の考えをお尋ね致します。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは森議員のご質問の5番目、地震対策に伴う固定資産税の減免措置についてお答え致します。

住宅の敷地のように供している土地については、地方税法第349条の3の2で特例措置が設けられています。先ほど議員がご説明していただきましたことと重複しますが、小規模住宅用地では200平米以下の課税標準額については評価額の6分の1。一般住宅用地では、200平米を超え、家屋の床面積の10倍までの部分については3分の1の額となります。この特例措置については、住宅用地の税負担の軽減をすることを目的に定められているもので、家屋を取り壊せば家住宅用地特例がなくなります。

議員のご質問のとおり、町の防災対策を推進することだけを見れば固定資産税の減免措置が必要であることは認識しておりますが、本来ならば個人が所有している老朽家屋であり、日常、災害時等の危険な状態である老朽家屋は個人財産として、個人が取り壊しなどの対応を取るべきものと考えております。

しかし、町の防災対策として平成24年度から補助金制度を設け、倒壊や火災により周囲の住宅の通路に被害を及ぼす恐れのある老朽家屋の除去費の一部を補助しています。

固定資産税の減免については、地方税法第367条により固定資産税の減免に基づいて、黒潮町税条例にて定めています。

地方税法により、減免は生活困窮など担税力がない場合、公益性がある場合であり、土地が更地になっただけでは担税力や公益性の面から地方税法による減免に該当するとは言い難く、地方税法に基づかない町独自の条例改正は困難と考えます。また、既に個人で老朽家屋の取り壊しをしている方との不公平が生じます。

町と致しましては、税の公平かつ適正な処理から町独自の条例改正は現時点では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ答弁はね、当然税法に基づいてやっておりますので、不公平感が出たらいけないのでとかいうことは返ってくると思っておりまして、それはそれで質問させていただきます。

まあ、実際にこれ雑種地にしても約70パーセントで掛かってくるというようにお聞きしておりますので。どちらにしても、今、課長の説明の中で、もう以前に取り壊したことを置いてますので、その人とのバランスと言いますけど。けど、町の方のあれやけどまあ税収入としてはよね、嫌な言い方ですけど、結局よそこにおってここに住まれてないと。で、もう相続するがも放棄したいばあのもんやけどという形で壊して、6万の請求が向こうへ行ったとして、払わないという、払えなくなるという。逆に言われんけど。今の1万だったら払っていけるけど、6倍になると払っていけなくなるということで、固定資産税の方も滞納が増えてくるか。まあ場所によりけりですけど、そういうことも懸念があるがじゃなかろうかという。上がったことによる滞納が増えても困りますし。だったらここで、もうその本人さんをずっと永遠にはそれは不公平が生じますので、まあ今言うように段階的をもって、10年なら10年で6倍にするとか3倍にするとかいう方法が取ってあげる方が事業も進むし、また、取り壊しに協力した人も。まあ、以前にしちよう人も戻して、新たに課税するところから、その記述から10年間をすればええことであって。

税収入の面から見ても、結局は前の建ちようときでも、それを減免措置をしてあげて、滞納なく町の方に固定資産税が入ってくる方が私は有利だと思えます。この言い方おかしいかもしれませんけど、減免にしてあげた方が、町の税収として金額的には変わらん。まあ、それは6倍になったけん6倍いう固定資産税が入ってくるけん現実には増えるけど、現在の固定資産税の徴収料金の総額としては変わらないと思うんですよ。変な言い方ですけど。壊した後も減免してあげても、今まで入ってきた税収入には変化がないと思うんですよ。それを考えて、ひょっと6倍に跳ね上がる、3倍に跳ね上がることによって滞納が出てくることを考えれば、有利な方法じゃはなかろうかと。これも私は、壊したけん、これに協力したけん永久にというんじゃなくって、まあ一定の期間そういうものを設けれるもんなら設けてあげるように、条例の改正ができるもんならして。そうすることが事業の進展にもなるし。

また逆に言われませんが、これ住宅密集地の中に入ってる、そういうもう住まれてない老朽した建物。経費は当然向こうに見てもらわないけませんけど、この補助金なしでも壊してしもうた後固定資産だけでもそういう形でしてあげたら、やっぱりこの危ない家屋の取り壊しにも一定限、前へ進むがではなかろうかというふうに考えておりますがね。

税制の面から見たら、そのまま、前のままに頂いても、町の税収は6倍に跳ね上がる前とは変わらんでしょう。そういうところからもそういう施策を必要と思えますが、どうしてもその税法上が引っ掛かって駄目でやんすと。そこを、まあほいたら、まあこれ極論になるけんやめちよきましようか。これ言うて極論で、また議長の方から止められたらいかんから極論は避けないかんでしょうけど。そういう政策方法も、やはり一つの方法として考えておくべきではないかと思うんですがね。

ここになると答弁は副町長あたりにもらわんと、お宅ではちよつとね。条例を作ってみるかえということになつちようがやけん。まあ取りあえず、課長の方に答弁もらいましょうか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

森議員の再質問にお答え致します。

特例措置がなくなって固定資産税が6倍になってもですね、町としての考えは滞納があると、増えるというような考えは持っておりません。

家屋を取り壊せばですね、家屋滅失届を提出していただいております。その際にですね、やはり家屋を取り壊せば特例措置がなくなるということで、固定資産税が上がりますよということでご説明をしてですね、

ご理解をいただいているものと考えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、先ほどの土地の売買と一緒にね、そういう説明はされておると思いますでしょうから、まあしてなかったら大事になるけんしちょうと思いますけど、さらに、あめ玉言うたらおかしいかな、そういうように協力してくれた方に限定で期間を定め、そういう恩典がつけてあげたらどうですかということ言ってるんであって。

で、もし税務課長が言われるように、まあ税務課長もね、6 倍になったけん滞納はあるとは思いませんかしら言えませんよね。我々は、逆に言われんけど、その滞納によって一件でも増えたら困るということが、固定資産税の収入、徴収が一件でも減るということが怖い。やはりこちらも、言われんですけどきちっと払ってる人がおる傍らで、滞納が出てくるということ自体に不公平感が出てきていろいろと問題が出てくるので。確かに、取り壊した一時（いっとき）の間でもそういうようなサービス言うたらおかしいですけど、まあそういうものが付加価値として付けられるような条例の制定は、町長、不可能なものでしょうかね。

一生懸命事業をやっていきよう、または防災の方の方々もご苦労なさっているんなどこへ入って行って、一軒一軒頭を下げていろいろ条件を示しながら、こういう町の推進する事業に協力していただくために骨を折って時間を割いておるがも分かっております。そこで、やっぱりこういう制度が適用されているということは意外と、まあ直面せん限り皆さん分かってこないと思います。まあ、そこも説明されてご協力は願ってると思いますけど。まあ、協力してくれてから 10 年間の間に徐々に標準価格に持っていきような条例改正いか条例を改正して、そういうように協力を仰ぐというような。まあこれはこれだけじゃなくて、住宅の密集地に入って、どうしてもその家屋が火事になっても怖いとかいうような古いおうちがあった場合なんかも、そこを取り壊すことによって火避けいうたら怒られますかね、火事はあったらいかんもんですから。そういうような形のあれで協力をされた場合に、まあ今は別段、もう避難道の関係での話ですけど。

そういうように、協力をしていただいた方々に、まあ本人じゃなくてその親族の方が払う、子どもさんとかが払うようになってくると思いますので、そのへんの特例を、10 年間の間に徐々にその 6 倍いか満額に、標準額に持っていきような条例改正というものを考えるおつもりはないでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず公益性にかんがみて、その税の減免措置を間々延長というご趣旨の質問だと思いますが。

基本的にはですね、まずできません。結論から申し上げますと。

それから、たびたびおっしゃっていただいた公益性の観点も、地方税法の中の減免措置の所に公益性というのがありますが、これ主にですね、公の用に供するということが基本前提になっておりまして、自分たちが考える公益性よりはかなり絞り込まれた公益性というのが税法で設定をされております。

しかしながら、自分たちは税法の解釈の範囲内にはないけれども、ある一定の公益性はあるという認識を持っているので、本来であれば個人資産の処分ということになります、おっしゃっていただいたような避難道とか火事の際の道の切り方とかですね、そういった公益性を考えると、除去の方の事業の方に補助を打つことは可能であるということで今、除去の補助事業をやっております。

それから、滞納との関係でございますが。基本的にというかこれ絶対やと思うんですけど、税っていうのがですね、滞納が増えるだろうから減免しますとか、そういった措置が取ってはならない、とりわけ厳しく設定されていなければならない法律です。

これはやっぱりしっかりとした根拠がありまして、それは担税力のない方に税を課してはならないというのは税法で規定をされております。しかしながら、ぎりぎりの担税力で歯を食いしばって納税をいただいている住民の皆さんもおられるわけです。こういった方とのしっかりとした税の公平性を担保するためにはこの税制というのは、他の法律も軽んじていいわけではないですけども、とりわけ厳守しなければならない法律というのが、自分たちが取るべき立場だと思っております。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

私もほら、まあ地元において見えてない、都会において生活しよう地権者になった方ですよ。親が亡くなって。ここには土地が、家は住んでないけどよそに、県外におる人も土地の人も、まあ町内へおっても結構でございますが。そこにはもう全然生活をせんという場所の場合ですよ、やはり言われてきたときでも税金が6倍になる。まあこれは当たり前の話です。生活しないんだから。家がないんだから当然のことやけど。

まあ、町長が言われることも分かります。実際に苦しい中でも滞納せずにきちっと納めてる方も大勢おりますので、それだけにつけてその特例を設けるということは不可能かもしれませんが。ただ、事業推進の中でいかにしたら1年、2年でもそういうような限定の形をつけることによって、まあ私としては事業推進を進めるためには必要ではなかろうかという考え方で、今回質問しております。

まあ、法律とかいろんなものの絡みがありますので、なかなかその税というのは難しいと思います。まあ、日本人というのは税は取られるもの、欧州人は税は納めるものと。この2つの考え方の根本の違いもあるというようにお聞きしております。

けど、協力してしまっ、もともとのお支払いしてた、納めらしていただいていた税が3倍ないし6倍になるという。そこでなかなか話が進まない場合があったときに、その計画がなかなか進んでいかないと。だから限定したことに対しての、まあ防災の避難路に関してのみ限定して、そしてそれも期間を5年なら5年の間に満額、標準額まで持っていくような条例をすること自体がもう既に違法なんでしょうか。その税法を、でなくなった6分の1の額がなくなりますが、これを5年間かけて標準額に持っていくような条例を作ること自体がもう違反行為ですか。税法上は。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

税法の減免規定に基づいて条例で定めることはできるようになってございます。よってですね、公益性を町がどこまで拡大解釈するかというのは、ある一定の裁量はいただいていると思っております。

よって、どこまでがブラックでどこまでがグレーで、どこまでが白かというのは明確に基準があるわけではございませんで、そちらの裁量権はあろうかと思っております。

しかしながらこの、先ほどから言われる3倍とか6倍というのはですね、少し表現の仕方が適切なのかなと自分たちは疑問に思っております。本来頂くべき固定資産税が住宅の用に供されている場合は、6分の1、3分の1になるという特例措置が適用できるわけで、その家屋がなくなれば当然特例措置がなくなるという

ことで、通常課税に戻りますということになっている、これが仕組みでございます。

それからもう一つ、先ほどと重複致しますが、この税法あるいは税制というのはですね、しっかりと自分たちは厳密に守っていかなければならない、あまたある法律中でもとりわけ厳しく自分たちが対応していかなければならない法律でございます。

これも繰り返しになりますが、ほんとにぎりぎりの生活をしながら、ほんとに死に物狂いで税金を納めていただいている住民の皆さんも多くおられるわけです。こういった方との税の公平性をしっかりと担保していくのは、これも自分たちがほんとに最低限努めていかなければならない責務だと考えております。

よって、議員からさまざまご指摘いただきましたけれども、その家屋の除去、ここに伴う公の支出。これはできると考えておりますので、今しばらくはですね、この事業を継続させていただきたいと。それによって地権者の方のご負担の軽減を図りたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

そしたらこの、あれですが、今、宅地で建てて家がなくなった。そしたら標準課税額に戻ってくるというときに雑種地に変更は、簡単に手続きを取って雑種地に変更ができるものなんでしょうか。まあ雑種地でも 70 パーセントの税率になるというように聞いておりますが、まあ標準額の 7 割で納めることで、これが適用になればもうちょっと違うのですが。

そのように、今の宅地を雑種地に変更することは比較的簡単な対応でできるがでしょうか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

ただ更地になっただけでは雑種地とは認めずですね、宅地でそのままの地目となります。

ただですね、駐車場とかに利用する場合は宅地並みの雑種地ということで、課税は変わらないと考えます。以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

税務課長にお伺い致します。

雑種地というやつ取り扱いがありますよね。これは、今言われたように宅地を直して駐車場にしたらそこで収益が挙げられますのでね、それは当然、宅地並みの課税が掛かってくると思いますよね。今よりも、家があるときよりもずっと収入が増えたいという計算になりますのでね。

けど雑種地という方法があつて、ほんでこの変更が可能かどうか問うたんですけど。これは農地が雑種地に変更は可能やけど、住宅地が、家がなくなって更地になったから、雑種地への変更は不可能ながでしょうか。

お伺いするがをもう一遍言わせてもらいます。

農地を雑種地に変更することは可能ながでしょうか。

で、逆に言われんけど、今まで家があった、家を壊した、更地になりましたと。住宅地のあれを雑種地の変更は税法上できないがでしょう。固定資産税法できるかできないか、そこだけ。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

雑種地の変更はできます。

ただですね、登記ではもう個人の方に登記をしていただくと。ただ、税の方はですね現状課税ということで行っておりますので、先ほども言いましたように雑種地ということでも。

雑種地はですね、ほかの地目に該当しないという場合が雑種地に当たると思います。それで、宅地でしたら雑種地としてもですね、やっぱし宅地見込みいか宅地並みのということになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

もう一度聞きます。もう 1 点聞かせてくださいね。

今のがもう絶対無理だと。住宅地はあくまでも、雑種になろうが住宅地ですよと。登記上、変えてもそうですよということですよ。

ただ、畑を雑種に変えておくと、家を建てるときに農地転換がしなくていいから雑種地の変更をしてというような話をちょこちょこ耳にしたことがあるのですが、農地を雑種地に変換することは可能ながですね。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

その今の質問でですね、農地を雑種地に変えるというのは、登記の方を雑種地に変えるということでしょうか。

もし登記の方を雑種地に変えるということでしたら、農業委員会の非農用地とかいう許可が要ると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

変更というのは、財産いか登記簿謄本から変えていかんに変更になりませんので。私が持ちょう土地をこれは雑種やけんいうたって、登記簿謄本が農地やったら農地のままでしょうから。まあ農業委員会の許可は要るかもしれんけど。

再度お伺い致しますけど、農地を農業委員会に諮っていただいて、雑種地の変更は、登記の地目変更は可能ということですね。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

当然、現況が農地でなくなればですね、雑種地ということで現況になればですね、登記の方も可能と思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

11 番（森 治史君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（小永正裕君）

これで、森治史君の一般質問を終わります。

この際、10 時 50 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 34 分

再 開 10 時 50 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2 点について質問致します。

何年たってもここへ立ちますと大変緊張して、言うことの半分ぐらいしか言えないんじゃないかなと危惧（きぐ）しております。

（議長から笑い）

なぜ笑うんですか。少しリラックスしましたので。

最初はですね、給付制奨学金制度について、教育長にお尋ねします。

今年の4月に消費税が8パーセントへと上がり、税金だけでなく物価も上がりました。もらう年金は下がり、働く人たちの実質賃金は16カ月マイナスで、国民の暮らしは行き詰まっています。特に地方に暮らす私たちには、景気の回復などももちろん実感ありませんが、現実に景気が良くなったと思える人がどれだけいるのでしょうか。安定した、それなりのいい仕事は少なく、大変暮らしづらい世の中になってきました。

不況は、将来ある子どもたちには、もろに襲ってきます。子どもたちが経済的な理由で学ぶ機会を失いかねない。そんな実態は、黒潮町でも例外ではありません。黒潮町では宮川奨学資金制度があり、保護者にとっても子どもたちにとってもありがたい制度ではありますが、日本の子どもたちの教育状況は数十年前とは様変わりをし、大変お金が掛かる実態になっています。

最初に、今の大学生の現状について少し触れてみたいと思いますが、町長や教育長は現在の状況をどの程度ご存じでしょうか。多分、かなり詳しくご存じだと思いますが。

まず、授業料の高さに驚きます。初年度の納付金が、国立大学では年間82万円。私立大学では、文科系で約115万円、理系では約150万円にもなります。日本の大学の授業料は世界一高い授業料といわれています。教育負担は重く国民生活にのし掛かり、経済的に貧しい家庭の出身者はもちろんですけど、全国の国民、子どもたちから教育の機会均等等を奪うものとなっています。

今、世界を見ますと、世界では教育費は無償が当たり前になっています。OECD、経済協力開発機構加盟国

34 カ国のうち、日本を除いて大学の授業料は無償、または給付制奨学金を頂くようになっております。ヨーロッパの大半の国は、学費は無償。その上に、給付制奨学金で生活費まで支給されております。

片や、日本ではどうでしょうか。日本では奨学金の役割がますます重要になっていますが、この間、勤労者の所得は近年年収で60万円も減り、大学生協連の調査によりますと、親からの仕送りも月額で10万円から7万円に減ってきています。奨学金といいますと、昔は一部の経済的に困難な家庭が借りていましたが、今では家庭の収入が減少する一方で大学の授業料がどんどん上がっておりますので、大学進学のためには奨学金に頼らざるを得ない若者が増え続けておりまして、今では2人に1人が奨学金を借りています。こんな状況は文科省も認めております。

しかも問題なのが、奨学金の7割が利子が付いてるんです。利子付きの奨学金。利子は最高3パーセント、月額12万円の利子付き奨学金を4年間借りますと、返済総額は利子も含めて775万円になります。奨学金というよりは教育ローン化しております。今、奨学金を借りますと、平均的なケースで300万円、多い場合には1,000万円もの借金を背負って、社会人としてのスタートを切ることになります。また、奨学金を返すために在学中もアルバイトに追われて、学業に専念できない学生も増えています。その上、卒業しましても、非正規雇用の増大などで雇用や収入は不安定になっており、奨学金の返済で、夢も希望もない将来が待っている学生が増えているのが現状です。

諸外国では、基本的に返還の必要のないものを奨学金と呼ぶそうです。日本の予算に占める教育予算は、OECD諸国の中では最低です。このことは政府も認めていますが、本来は国が未来を担う子どもたちを育てるためにもっと教育に予算をつけて、学ぶ環境を整え、力を注ぐべきですが、残念ながら日本の政府の教育政策は世界の水準に追いつきません。

大学生から高校生に目を向けますと、高校生は授業料は無償となり、経済的な問題で高校教育から排除されることがない、そういう社会に向けて一歩前進しました。しかし、現実には公立高校でも、通学費、制服、教科書、模擬テスト等と多額の出費があります。憲法第26条では教育の機会均等がうたわれ、親の経済力で子どもの教育を受ける権利が左右されてはならないとしています。

国民の教育を受ける権利を奪わないために、本来なら国の制度で賄わなければならないのに、それが不十分なため、その隙間を埋めるために、地方自治体で少しでも手を差し伸べる給付制奨学金の制度の創設を求める質問ですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮地議員の、給付制奨学金制度の創設についてのご質問に、通告書に基づきまして答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、子どもたちが経済的理由により学ぶ機会を失うことのないように支援をしていくことは、大変重要なことであると考えております。

現在、学生の就学を支援するために、さまざまな奨学金の制度が設けられております。奨学金制度は、能力のある学生に対して金銭の給付や貸与などを行う制度であり、金銭的あるいは経済的理由により就学が困難な学生に対して就学を促すことはもちろん、経済的な理由を問わず、学生の能力に対して給付をされるものであります。

例えば、日本学生支援機構。これは国の事業であった日本育英会が前身でございますけれども。この奨学金や、学校が独自で設けているものもあり、特に私立大学であれば大部分の大学で、学校独自の奨学金。こ

これは貸与と、それから給付があります。こういった制度などがあります。また、企業による奨学金、そして交通遣児に対する奨学金など、さまざまなものがございます。

さらに、各自治体で独自に奨学金を行っている所もございます。本町におきましては、高等学校以上に進学した場合、家庭の経済状況に応じて学資を貸し付ける宮川奨学資金制度を設けて就学支援を行っており、現在、76件の貸付件数がございます。

また、高等学校への進学率は現在98パーセントを超えておりまして、そうした中で平成22年度から始まった授業料の実質無償化が、平成26年4月入学者を対象に新制度へ移行を致しました。これまで一律で無償であったものが、所得制限を設けるとともに、より所得の低い世帯に対しては給付型の奨学金が適用されることとなりました。

一方、大学につきましては、高等学校に比べ非常に高額な授業料や生活費などを要するため、家庭の経済状況が進学に大きく影響することは確かでございます。

現在の大学の進学率ですけれども、全国平均で約53パーセントとなっております。しかし、大都市圏に比べ東北、北海道、あるいは四国、九州などの地方が低くなっている現状です。高知県においては44パーセントとなっております。これは地方には大学が少なく、地元を離れて都会の大学へ行くことが多いため、家庭からの仕送りも多くなるためであろうと考えられております。

こうしたことから、大学教育につきましては先に述べましたようにさまざまな奨学資金制度が設けられており、学生を支援をしていく仕組みができております。こうした奨学金制度を活用していただくことになろうかと思っております。

いずれにしても、ご質問の給付制の奨学資金ということでございますが、市町村の小さな自治体単位で実施をするということではなくて、高等学校において始まったような、国がしっかりとした制度を構築をして、広く実施をしていくべきであろうというふうに考えております。仮に自治体が独自で行うにしても、単に経済的理由だけの広く浅くという給付にはならないというふうに考えております。就学確保が目的ということであれば、月額数万円の給付ということになり、4年間を通じて個人への相当額の給付ということになってまいります。

個人の大学の専門教育に対して公費を市町村独自で給付をするということは、公平性の面からも考えて慎重であるべきであろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今、大学生、高校生の実情も踏まえながら、教育長の答弁をいただきました。

確かに、本来は国がしなきゃならない制度です。教育の機会均等という憲法26条に合わせましても、国がしていかなきゃならない。でも、その隙間を縫って、そういうことが自治体が少しでも手を差し伸べれる方法はないかということの質問なんですけども。

実際、高知県下でも給付制奨学金制度を、香美市と土佐市では既に実施をしております。まあ、教育長の方でご存じだとは思いますが。香美市では平成18年度から施行されています。

その条例にですね、その目的が掲げられておりますが、読んでみますと、高等学校等において、勉学する意欲と能力を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な者に対し奨学金を給付することにより教育の機会均等を図り、もって、社会において優位な人材を育成することを目的とするとあります。

経済的理由の規定では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税の減免を受けた世帯、生活保護規定の1.5倍以下の世帯などです。奨学金の月額、高校生が1万円、大学生が1万3,000円です。

土佐市の方では、23年度からスタートしています。土佐市人づくり奨学金条例には、目的として次のようにあります。この条例は、高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院に在学する経済的理由によって就学困難な者に対して学資を給付し、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に貢献するとともに、本市の市勢、文化、産業等の推進に寄与する有為の人材を育成することを目的とする、とあります。経済的理由としては、土佐市の場合は生活保護基準の1.5倍以下、非課税世帯などです。奨学金の月額、高校生、大学生など、一律に1万円です。

確かに、就学するために全額を扶助していくということは、給付していくということは、小さな自治体では無理です。これを大きな制度として、国がもう学費を無償にすると。そういう方向でですね、いずれ世界の水準に追いつくように進んでいかなきゃなりませんし、そういう声はまた自治体からも挙げてほしいと思いますし、私たちも挙げていかなきゃならないと思うんです。でも、先ほども言いましたように全額補助するんじゃなくて、土佐市や香美市でも実際、今、行ってるように、ちょっとしたそういう隙間を自治体として埋める手だてではないものかということでの質問なんです。

土佐市の方ではですね、この高校生、大学生など、一律に1万円の給付制を、奨学金をやっておりますけど、市の予算は216万円で18人の枠ですが、24年度からは960万円、80人分へと、大幅な予算増を教育委員会が要求しています。最初はほんとに小さな金額、またわずかな人数ですけども、そういう制度を自治体としてもやっていますよ。やりますよってこと自体が、手を差し伸べますよってことは、大変私は大事な取り組みじゃないかなと思うんです。

再度ですね、教育長にお尋ねしますが、教育長が先ほど言われた答弁の内容は分かりますが、現在の子どもたちが置かれている実情を考えてみても、また、香美市や土佐市の先進地域での取り組みに学びながら、給付制奨学金の必要性そのものについては、先ほどはあまり必要性はという答弁はなかったですが、そのものについてまた再度お尋ねすることになります。

それとですね、実施するとしても、土佐市では当初216万円です。驚くような予算枠ではないと思いますが。

その点も併せて、お答えを再度お願いします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、再質問にお答えを致します。

土佐市、香美市の例を示していただきながらご質問いただきました。土佐市と香美市では、主に準要保護世帯以上の世帯への給付制度の奨学資金があるということでございます。

給付制度の奨学資金の必要性というのは、今の、特に大学生の就学に当たっては非常に厳しい状況にあるということは認識をしております。まあ必要であろうということは認識をしております。

ただ、この金額の1万円ということについては、まあ広く浅くという形の給付になっていようかというふうに思います。それに代わる奨学資金制度として、うちは宮川奨学資金制度を設けておりまして、月額3万円ということで補助をさせていただいております。

それから、仮に黒潮町で実施をした場合にはということでございますけれども。黒潮町の場合には、現在の準要保護世帯の人数がですね、中学生で32名です。仮にそういった方に全額、全員に給付をするというこ

とになればですね、全員が大学に進学するという事にはならないと思いますけれども、仮に今の大学への進学割合約4割ということになると、まあ30人の4割という形になるわけです。

それと、金額を幾らにするかということも当然検討が必要になろうかと思えます。一定の金額にはなろうかと思えます。そういった財政面もありますけれども、要は、自治体独自でそういった制度を行うべきであるかどうかということについてですね、お答えをしたわけでございます。国の方でできる部分の支援を要望していくということも必要ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

宮川奨学資金があるというのは、もちろん分かった上で質問してるんですけど。

宮川奨学資金は、当然ながら返済をしなきゃなりません。それがまた原資ですので。それはそれで大変大事な奨学資金です。

それに加えてですね、今の実情を踏まえたときに給付制奨学資金、そういう制度が必要じゃないですかということで質問してるわけですけど、教育長も必要とは認めるけども、まあ自治体独自ですというよりは国の方でというような話でした。まあなかなか1回ね、質問しましたから、はいやりますと、そういう答弁が来るとは思ってやってる。なかなかそういうふうにはならないだろうとは思ってるんですけども、大変、今の社会状況から考えた場合、そして、将来ある子どもたちにとっては必要な制度だと思うんですね。ぜひ教育長にも、今後また考えていただきたいんですけども。

町長に少しお尋ねします。教育部門ですけども、予算をつけていくのは町長の考えがありますので。

今年の6月の県議会で共産党の米田議員が、大学の学費と奨学金問題ということで質問をしております。そのときに尾崎知事がですね、次のような答弁をしています。

わが国の大学の授業料は、諸外国と比較して高い水準にありますし、近年の経済状況を背景に家庭における高等教育段階での教育負担は増加をしております。家庭の経済状況にかかわらず、意欲あるすべての子どもや若者たちが安心して教育を受けることのできる環境を整えることは非常に重要であり、わが国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは、こうした学びの場を社会全体で支えることが必要であると考えておりますというふうな、まあさすが知事さんの答弁なんですが。

さらなる質問に対してですね、知事が答えてますが。

日本が今後も成長し、安全で安心して暮らせる社会を維持していくためには、教育への投資は決して惜しんではならないと思います。少子化対策への投資とともに未来に対する投資と位置付け、国においても新たな財源も確保しながら積極的に対応していただくことが重要であります。それらを踏まえて、今後も、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、政府への政策提言など申し上げていきたいと考えております。こういう答弁なんです。

この県議会での質問は、大学の授業料の減免などで質問でしたので給付制奨学資金についての答弁はなかったんですが、知事も、当然ですけど現状かなり詳しく答弁されております。それで、国にそういうことを提言していくということをおっしゃってくれてますが。

給付制奨学資金の制度を求めるについてですね、町長ね。まあ教育長が大まかなところは言われました。そして全体的には、やっぱり国がそういうことはやっていかなきゃならないというのが、それは筋です。でもその隙間を縫ってというのが、何度も言いますけど私の質問なんですけど。今回すぐに予算をつけるという

ことは間に合わなくてもですね、何とか対策を考えていく。検討をしていく。そんな方向に頭を切り替えてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

前向きな検討をしていただければなど、そういう思いがあって町長にお尋ねするんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

種々ご指摘いただきましたことにつきましては、認識は教育長も僕も、議員と同様の認識でございます。それをいかに制度として支援体制を構築していくかということだろうと思いますが。

おっしゃっていたようにですね、直ちに予算化というのには少し協議の時間が不足するかと思いますので、協議はさせていただきたいと思いますが、全体的にですね、その経済的な理由において学習環境が創出されると。こういった世帯に対する支援というのは、どういった支援の施策が効率的なのかと、効果的なのかということ、一度根本から洗い出しして協議をする必要があるかと思っております。

コントロールポイントが2つあるかと思っております。

まず一つはですね、先般もご説明させていただきました、例の地方教育行政の組織の運営に関する法律の改正がございまして、来年度、今の教育委員会の方に、教育長の方にもお願いをしながらですね、ぜひ大綱を組みたいと思っております。そこでしっかりと方向性を明確にして、そこにいろんな政策をぶら下げていくと。こういった作業がですね、今も教育費委員会でやっていただいているんですけども、その上に大綱を作らせていただいて整理をさせていただきたいと思っております。

それからもう一つは、例を示していただいた金額からするとびっくりするような財政負担ということでは、比較的そうではない金額であろうかと思っております。しかしながら、ご承知のとおり交付税の算定替えを控えておきまして、非常に厳しい財政運営が今後求められると。しかしながらこちらにつきましても、総務省の方ではこれまで想定していた交付税の減額よりも少し緩和された形が今協議されているようでございまして、こちらのお話も、もう間もなく確定といえますか情報が入ってこようかと思っております。そういった中で全体の枠の中で、一度お話をさせていただければと思います。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

全体の中でも話をさせていただけるということで、まな板の上には乗せていただけるということなんですが。

以前も町長はおっしゃってましたけど、一応こういうふう一般質問が出てきた場合は、すべてまな板の上に乗せるんだというふうにおっしゃってくれました。私は、まな板の上にただ乗せるんじゃなくて、優先順位としてですね、やる方の順位になるのかやらない方の順位になるのかという点では、やる方の順位に挙げていただきたいということを言ってるわけですね。

それで、先ほど町長も言われましたけども、実際やるとしても土佐市や香美市の話では、香美市の予算はちょっと分かりませんが、そんなにびっくりするような予算じゃないです。

それから、先ほど教育長から中学生の人数を示してくれましたけど、大体32人と。それで4割いくとしても大した人数じゃないので、まずそういうところから手を差し伸べていく。方法をやろうと思ったらできない金額ではない。それは町長も認めてると思うんです。

それで、私、やろうと思ったらこれはできると思うのはですね、今回、ケーブルテレビ事業で第4局を創

設するというので650万の予算がつかえましたね。で、第4局を大変心待ちにしてる住民は確かにおいでますけども、今、ケーブルテレビ事業っていうのは赤字ですので、私がいつも言ってるのは、その赤字事業に税金をつぎ込むんじゃなくて、いかに経費を削るか。無駄を削っていくかっていうのが大事じゃないかというのが一つでしたので。それと併せてですね、そのケーブルテレビに650万もつぎ込むその予算は、どちらかというどうしてもやらなきゃならないという、そういう制度というよりは、より充実したサービス提供の予算ですよ。手厚い予算になってるんじゃないかなと思うんです。教育を受けるために、苦しい家庭の状況で、将来ある子どもたちに少しでも手を差し伸べていく制度とは、質的な違いがあると思うんです。

単純に比較はできないと、確かに町長言われると思うんですね。それで、合併して10年たちましたので交付税の算定替えとかいろいろあると思いますが、今、町長言われたように、思ったほど苦しい財源じゃないと。今、その表は持ってきてはおりませんが、最初の方よりはちょっと緩和されてるというふうにお聞きしました。

それでケーブルテレビについてはですね、まだまだ手厚い予算が今までつかえました。事業を始める当初ですね、最初に住民説明のときにはですね、加入金とか引き込み料を無料にするっていう説明はなかったんです。で、今は加入金、引き込み料が無料になりましたので、これには1,600万円の税金がつけられました。さらに、加入促進のために人を雇いましたよね。そのときには630万円の税金が使われています。税金の使われ方で、よく税の公平性だとかいろいろいわれますが、やろうと思えば、土佐市の場合でしたら216万円の予算からスタートしてるわけですから、その皆さんの検討の仕方、考え方としてはできない予算ではない。ケーブルテレビについての予算の何分の1かの少額の予算なんですね。で、未来ある子どもたちの教育を受ける実情に少しでも手を差し伸べていくと。そこに予算を回してもいいんじゃないかなと思うんですが。

再度、教育長、お願いします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今、金額的な部分のご指摘がございましたけれども、再度の答弁になりますけども、まあ市町村によってですね、奨学資金も給付制の奨学資金を充てている所、それからまあ通常の、返済型の奨学資金を充てている所もございます。

支援の必要という部分では、まあ認識はしておりますけれども、その支援の仕方ですね。1万円の支援が適当であるのか、あるいは、ほんとに生活に困って、それが理由で大学に行けないということになればですね、果たして1万円がいいのかということにもなるかと思えます。そういう方を出さないということであれば、自分は1万円では少ないということにもなるかと思えますので、そのあたりも含めてですね検討も必要かと思えます。

基本的には、やはり国の方が、これは進めていくべき課題であるというふうにかけているところです。22年前ですか、国の方が一度概算要求もしたようですけども、財務省の方で146億円の予算がカットされました。そういった国の動きもありますので、基本的には国の方へ要請をしていくというスタンスになるかと思えます。ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6 番（宮地葉子さん）

すみません、おなじことですが予算問題ですので、町長に再度お願いしたいんですが。答弁を。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

重複になるかと思えますけれども、どういう制度が一番支援として効果的なのかということを一回議論する必要があろうかと思えます。今まで議論はなかったというわけではありませんけれども。

それからもう一つはですね、全体の中で議論しなければならない理由というのは、高度な学習環境をお求めになられる児童生徒、こういった方が経済的な理由でその学習環境が得られないということは、何としても阻止をしなければならないと思います。しかしながら他方ですね、少し目が行き届きにくい所。高度な学習環境を求められて進学はされないだけでなく、地元に残っていただいて、例えば農業に従事していただく。カツオ船に乗っていただく。あるいは建設会社に勤務していただく。こういった方たちもですね、同様に生活困窮の世代もあらわれるわけでございます。そういった所にですね、進学だけのために手当をするのか。あるいは、地域を担う人材として地域内に輩出される人材についても、ある一定、社会に出るわけですから所得があるとはいいいながらですね、しっかりと地域を担う人材としてとらえるとするならばですね、そちらに対する支援の必要性とか、こういったこともおしなべて一度テーブルの上へ乗せて、協議をさせていただかなければならないと思っております。

特に、先ほど少し触れました大綱ですけれども、今教育長にお願いしているのは、ぜひですね、この地元への定着という文言を盛り込みたいというお話をしております。これは、単に人口減少がとかそういったことだけではなくて、しっかりとこの地域を受け継いでいくために自分たちが何をしなければならないのか。そういったときに、高度な学習環境を経済的な理由で喪失する、そういった方たちに対する支援はどうあるべきなのか。そして先ほど申しあげましたように、地域に残って、地域の産業にしっかりと従事していただく方。この中の生活困窮の世帯から、そういった社会に輩出される方への支援はどうあるべきなのか。こういったことを一回体系的に整理をする必要があろうかと思っておりますので、今しばらくちょっと協議のお時間をいただければと思います。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6 番（宮地葉子さん）

まあ教育大綱を作って、全体的なところで協議をしていくという話は、私はそれはそれでいいと思うんですが。給付制奨学金制度を求めているときに、進学する人だけでなく就職する人の話もあると。税の公平性なりいろいろ考えたらそういうところも乗せなきゃなんないとすると、話がすごく広がっていきますよね。

そうじゃなくて、やっぱり将来ある子どもたちは教育がすごく大事です。ノーベル平和賞もらったマララさんじゃないですけども、子どもたちに教育をするっていうことは、この黒潮町にとっても、また日本の社会にとっても大変重要なことで。そういうことで、全額補助はもちろんですけれども、教育長が言うような大きな補助ではないですけども、一歩でも町として支援をしていく。そういう体制、気持ちがあればですね、大変ありがたい。そして少しちゅうちょしている人でも、わずか1万円じゃないかって、そういうような表現があったと思えますけど、1万円でもほんとに大変なんです。そういうところに一歩手を差し伸べてくれればですね、しかもこれは給付制ですので、経済的に困っている人にとっては大変ありがたい。ぜひ、そうい

うところを考えた上でですね、今日言って今日、はい予算をつけますということにはならないと思いますが、まな板の上に乗せて、やるという方向でどういう方向があるか。そういう前提の下で考えていただきたいと思います。

この1問目の質問はそれで終わります。

2問目に移りたいと思います。2問目は、肺炎球菌の予防接種補助についてです。

2点に分かれておりますが、最初1で、肺炎の予防接種の補助については昨年12月議会で質問をしまして、黒潮町でも遅ればせながら実施をすると、住民にとっては大変うれしい答弁をいただいたところでした。今年6月議会では290万円の補正予算が計上されまして、今年の7月から9月末日まで、わずか3カ月でしたけども町単独の補助制度が実施されたところです。

幡多地域の自治体では、黒潮町だけが肺炎の予防注射の補助を行っておらず、住民の間では補助の要望が高くて、議会が終わりましてから補助の実施を知った住民の方からは大変喜んだ電話とか、また感謝の声があったり、また問い合わせなどがありまして、ああ、住民がいかにかこの肺炎球菌の予防接種は関心があったんだなど、あらためて実感したものです。

10月からは国の制度に移行しましたので、町単独では3カ月間の実施でしたが、どのような利用状況だったかを伺います。

で、この間の申請者と、実際接種した人数、そしてそれに使った金額などを、まず最初にお伺いします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の、肺炎球菌ワクチンの助成制度の拡充についての1番目のご質問、利用状況等について、通告書に基づきお答えします。

議員もご存じのとおり、今年10月から高齢者の肺炎球菌感染症予防接種定期予防接種化となり、7月1日から町独自の事業として実施してございました黒潮町高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業は、9月30日をもって終了しました。

7月1日から9月30日までの実績についてお答えします。

助成の対象者数は、昭和20年4月1日以前にお生まれになった方の70歳以上の高齢者を対象として、対象者数は3,873名となっております。このうち、予防接種の受診者は396名となっております。

対象者に受診者の占める割合は、約10人に1人の10.2パーセントの接種率となっております。

また、一人当たり4,000円の助成をすることとしてございましたので、396人に対しての助成額の総額は158万4,000円となっております。

さらに、ご質問がありました申請者数ですが、全部で417名という結果が出ております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

この3カ月間、70歳以上の方を対象にして、417名の方が申請をして、実際に予防接種を受けた人は対象者の大体1割、10.2パーセント、396名。約400人近い方が接種を、3カ月間ですけどもね、されてるという事は大変高い確率じゃないかなと、私も驚いてるところです。

金額は158万4,000円ということですから、ほんとに実施してもそれほど町の財政にですね、大きく響い

たというものではもちろんありませんし、住民にとってはありがたい制度だったと思います。

で、10月からはですね、遅ればせながらやっと国が補助をすることになりました。これも全国の地方自治体が独自でですね、住民の健康を守るための制度を取り入れた、そういう成果だと思えます。住民の暮らしとともにあって、住民の顔が見えている地方自治体は、これまでも国に先んじて住民に寄り添う制度を次々と行ってきました。子育て制度の充実を考えて、子どもの医療費の無料化とか、第3子の子どもの保育料の減免を行う自治体もありますし、または高い国保税の減免を行うとか、法定外からの一般財源から繰り入れする。そういう、全国の自治体はさまざまな取り組みを行って来ました。

今回、国が行う肺炎球菌の予防接種の補助制度は少し今までの町が単独でやった内容とは違いますが、それはどのような制度になるかを伺います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

国の制度への移行後についてお答えします。

予防接種法の改正に基づき、今年10月1日から高知県下一斉に、65歳以上の方などを対象とした高齢者肺炎球菌感染症予防接種が実施されます。

実施内容につきましては、接種対象者は、65歳以上の方と60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方ですが、本年10月1日から平成30年度末までの5カ年間は、年度の年齢で65歳、70歳、75歳などの5歳刻みの年齢で、100歳以下の方が対象となっております。また、平成26年度につきましては、101歳以上の方も対象となっております。

接種回数は1回となっております、自己負担額は高知県下一律で2,000円となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

国の制度になりますと2,000円ということで、大変補助額も今までより、半分になりますのでね。自己負担が。大変ありがたい制度になっております。

2の2の方に移りますけども。

国の制度については今、課長が説明してくれましたけど、町の広報でもお知らせしてくれておりますので繰り返しにもなりますけども、やはり広く知っていただくという点では、補助の対象者は初めて予防接種を受ける人ですね。そういうことも知らせていきたいと思えます。また、個人負担は今言ったように2,000円でいいと。大変ありがたいことです。

ここで問題なのは、65歳、70歳、75歳、80、85、90、95と、5歳刻みの対象者しか補助が受けられないわけですね。以前の質問でも私言いましたけど、肺炎は日本人の死亡原因では第3位で高くて、特に高齢者の死亡原因としては高くなっています。高齢化とともに体力が衰え、体の免疫力も低下しますので、肺炎は高齢者にとってはまさに命取りの恐ろしい病気です。肺炎で亡くなる方の95パーセント以上は65歳以上の高齢者だということで、昨年に続き今年も西田敏行さんを起用して、テレビや新聞で予防接種を受けることを呼び掛けています。予防注射をしていれば絶対肺炎にかからないということはないんですけども、たと

え肺炎になっても、軽い症状で終わるといわれています。しかし補助がない場合はですね、65、70、75 と、この5歳刻みに該当しない人ですね。補助がない人はですね、予防注射は全額で、金額は7,000円から8,000円もの金額ですので、年金暮らしの高齢者には相当な負担となります。まあ5歳刻みですから、該当しない人、1年ぐらいの方もいますけども、最高で4年間は補助がないわけで、予防接種を待つか、自費で受けるかしか方法がないわけです。

この間の隙間をですね、町で穴埋めする助成を行うように求めますけど、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の、肺炎球菌ワクチンに関するご質問の2番目のご質問、助成制度の拡充についてお答えします。

町では、先に答弁させていただきましたとおり、7月1日から9月30日までの3カ月間、70歳以上の方を対象に、一人当たり4,000円の助成制度を実施してきました。

実績等につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりですが、住民の皆さまへは全戸回覧によるチラシの配布や、また、9月には毎週木曜日に、町内一斉に戸別受信機での放送など、周知に努めてまいりました。

このため、70歳以上の皆さまで予防接種を希望される方は、その際にほぼワクチン接種を行っていただいているのではないかと考えております。

また、助成制度が終了した10月以降に、当課への町独自の助成事業に対する問い合わせ等もほとんどないような状況です。

このような状況であることに加え、短期間の予防接種による副反応に関する健康被害のリスク増大の懸念に関する国の考え方や町の財政的な課題などから、町としましては、議員がご心配されることは分かっておりますつもりですが、5歳刻みのはざまを埋める新たな助成事業を行う予定は、現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

これもですね、補助してくださいと言って、1回目で、はいやりますとは、なかなかそういう答弁は来ないものなんです。

課長はですね、3カ月間でほぼ、もう70歳以上の方は接種を終わらしようがやないかというような答弁もありましたけど、なかなかそうはないと思いますね。わずか3カ月だったし。

そして国の制度は、何回も言ってますように5歳刻みです。それで、まあ71歳でしたら75にならない限り、もう予防接種の補助は受けられないわけですね。76だったら80にならなきゃ、補助は受けられないわけですね。その4年間で短いと考えるか、まあ長いと考えるかはもうとらえ方ですけども。

この予防接種はですね、生涯で1回しか、まあ以前は受けたら駄目だといわれておりましたが、今は、5年過ぎれば再度受けることは構わないとされております。しかし、補助対象はあくまで初めて接種する人に限られておりますので、一度受けてると安心ですし、町が実施した中でですね、大体400人近い人が接種をしましたから、そんなにですねこの隙間を埋める制度を町が行ってもですよ、ほとんど接種したからもった

いないだろうというような健康福祉課長の答弁でしたが、果たしてそうなのか。そんなに少ないものであればですね、ぜひ町の方が補助をしても、それほどの金額にはならないと。隙間を埋める補助をしてもそれほどの金額にはならないと思うんですが。

補助をすることでですね、制度の細かいことはありますよ。何千円補助するかとか、いろいろありますが。その隙間を埋める補助をすることで、大まかな予算見積もり。大体どれくらい掛かるかなというふうにお考えでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員がご指摘されます5歳刻みのはざまを埋める助成制度を実施することとなりますと、現在のところ、11月末ですが、70歳以上の高齢者が3,558名おられます。7月からの町の助成期間の予防接種を受けられた方396名と、今年の定期予防接種化の対象者が774名おられますので、その方々を差し引いた約2,000人を超える方が対象となると、そのように考えております。

このうち、当該年度に約30パーセントが予防接種をしていただくことを想定しますと、一年間で約700名程度の予防接種が対象となります。

助成額につきましては、町からの助成期間の助成額の4,000円と仮定しますと、約280万円程度の予算が必要となります。この期間につきましては、県などからの補助金などもないため、これらの費用はすべて町の一財で対応しなければなりません。

また、単年度に30パーセントを想定していることから、単年度事業とすることもできないと考えられ、少なくとも国の5歳刻みの予防接種期間である平成30年度末までの、向こう5年間は実施する必要があるものと考えております。

議員がご指摘されますように、高齢者の健康保持および増進に寄与する助成事業とはなることとは思いますが、5年間にわたり財政的な負担も大きいことが考えられますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

課長が想定した人数ですね、700名までは対象だと。確かにそうですね。先ほどは、もうほとんどの人が受けたがやないかという言いよりでしたが、対象は広いわけですね。

実際に、これは1回受けた人も結構、自費で受けた人も今までにかなりおいでます。だからそんなにはいらないと思うんですけども、対象者として予算の枠は取っていきなかならない。

課長が4,000円を補助するとした場合、私も4,000円がいいんじゃないかなと思ってたんですが、4,000円というのは今まで町がやった金額ですし、5歳刻みで国の制度で受けれる人はもう、なるべく1年ぐらいなら、まあできることなら国の制度を利用してもらいたい。どうしても受けるのにちょっとリスクがあって、2,000円じゃなくて4,000円のものを受けていただけますよという点では、4,000円の枠で課長も計算をしていました。大体280万円が必要。これを5年間は最低必要だろうということです。わずか280万円じゃないですか。なかなか280万円は使い切るほどのことはないと思いますが。

もしですね、70歳以上、それが無理だったらですよ。その5年間と言いますけどね、4年間よね、その間があるのはね。若いうちの4年間というのは、まあそれほど長くないと思いますけども、年を取るにつれて一年一年、まあ元気に暮らすことが大変になってきます。だから補助をやるということを前提にした場合ですね、いろんな工夫が考えられると思うんですが。せめてですよ、70歳以上が無理であれば、65歳以上が無理であればですね、75歳以上の人、もうそんなにいないじゃないですか。せめてそこからでも始めてみる。

昨今ですね、ほんとに医療費が増大しまして、医療予防というのももう町の大きな課題だと思うんですね。そういうことを考えた場合ですね、やることを前提にとらえた場合にはいろんな工夫があると思うんですね。そういう方向で再度検討していただくと。そういう、今やりますというのは課長の方では答えられませんが、そういう工夫のやり方あるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、その実施を今考えていない理由を少し、質問とは離れますが説明したいと思います。

国の定期予防接種化の接種対象者の決定につきましても、平成26年度から30年度までの5年間、5歳刻みとすることとしましたという説明をしました。これにつきましては、高齢者の受診したことを失念されて、短期間で受診されることによる健康被害のリスクの増大を懸念することから、5歳刻み。高齢者にとりましては分かりやすい制度である5歳刻みとすることによることが決定されているものと、資料の方に記載されております。

この懸念につきましては、短期間に接種することによる副反応について疾患が増悪したり、新たな疾病が発生したりする可能性があり得るものとして議論されておりました。

よって、町としましても5歳刻みの国の定期予防接種化の対象者のはざまを埋めるような補助制度を増設し、予防接種を促すことは、予防接種希望者が過年度にワクチンを接種したことを失念されたり、誤って受診することも想定されることから、健康被害へのリスクが増大することにもなりかねないと考えて、今のところ考えてないという答弁をさせていただいております。

このようなことから、町独自の補助制度を増設して受診を勧奨することよりも、国の定期予防接種化の対象者に対して周知活動などをしっかり行っていき、ワクチン接種をご希望される方が接種から漏れないように対応していくことが重要であると、そのように考えまして、そのような考え方で対応をしようとしておるものです。

お答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

国の制度がですね、大変分かりやすくなってるというふうに、まあ国の方から文書が来てるんじゃないかと思うんですけど、それは国はそう言いますよね。全部対象にしますなんて言いませんので。

それから、副反応のことも確かに問題はあります。でも、高齢者っていうのはほんとね、一年一年が大変なんですよ。若い人と比べてですよ。

それで、4年間で短いと見るか、長いと見るかは別ですけども、どういうふうにとらえるかはもう考え次第ですけども。やはり4年間のうちにですね、そういう制度があったら、補助があれば安心ですし、今ま

で自費で受けれる人は受けてきているわけですから。1回受けた人は補助対象じゃないですから、金額的には、予算的には大きな問題はないですね。

それで、今の課長の答弁は、やらないということを前提に、いろいろ国もこういうふうに言っていますと。副反応もあるし、この今の国のやり方でいくと、大変みんなに分かりやすいからそれを広めていく方が得策だというようなお話でしたけど、やるということを前提にした場合には、分かりやすいのはもちろんですけども、やはり病気予防ということを考えてですね、それから大変死亡率の高い肺炎ですので、医療費抑制ということも考えればそんなに高い金額じゃない。

それから、先ほど私が提案しましたように、もう65歳以上全部対象となると広い範囲になりますし、70歳以上でもですよ。せめて75歳以上をやるという方向が再度考えて、今日は返事はできないと思いますが、そういう方向で、やる方向で検討をするということにはならないでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

非常に答えにくいご質問だったと思いますが、やるという方向で検討するというところに考えますと、まあ今後、住民の皆さまのニーズの状況であったり、高知県下の状況、近隣市町村の状況、また、国の考え方等も勘案しながら検討していくこととなると思います。

また、短期間で予防接種の健康被害へのリスクの問題もありますので、そのあたりについてもどのように回避していくか検討しなければならないと、そのように考えますので、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

課長の言ってること、大変分かります。それでいろんな、国の制度、ニーズの問題、それから県との刷り合わせとか。それから、職員さんにとっては大変煩わしい事務作業が増えますので、いろんなことを考えた上で、検討した上で、課長はゴーサインを出していかなきゃならないでしょうし、町長の方をお願いしていかなきゃならないわけですから、検討するというふうにはなかなか言い切れないところがあると思うんですが。

最後にですね、町長にお尋ねしますけども。

金額的に言いますと大した金額じゃありません。先ほどの奨学金の給付制度も大した金額じゃなかったんですが。実際、こういう隙間を埋めていく、国の制度の隙間を埋めていくということは、地方自治体の一つの大きな役目に今なってますよね。その中で、いろんな細かい点は課長の方で考えてあります。すぐにはゴーサインにはならないとしても、そういうことを、先ほども言いました、ただまな板の上に乗せるんじゃないって、いったんやる方向で検討してみると。

そういう方向に、町長としてはどうでしょうか。そういうゴーサインは出ないでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

隙間を埋めるっていうご質問になっておりますけれども、基本的にはですね、隙間はないと考えております。

対象年齢になったその1年間はですね、受けられる環境はあるわけですから、そこにその後の4年間、例えばその対象年齢の1年間で受けられなかった方の手当てを向こう4年間でやるということ。その環境を整えることが、本当に今後の黒潮町の福祉施策として正しい方向なのかどうなのか。つまりですね、自主的な努力の場を意図的に行政の手当によって失うことになりはしないかと。

この事業だけではなくて、健康福祉課がそれぞれ行う福祉についてはすべて課長に指示を出してることですけれども、今後、行政が行う公共福祉サービスだけで福祉が全部が整うということには絶対なりません。よって、いかに住民の皆さんの自立的な、そういった意識の醸成を図っていくか、そういう地域をつくっていくか。こういったこともすべてかんがみながら、政策決定をしていかなければならないと思っております。

よって、対象年齢になった住民の皆さんに周知が行き届いていなくて、その制度のご理解がいただけてない。あるいは、周知が行き届いていなくてご利用できなかったということがないように、しっかりと周知の方法は徹底してまいりたいと思っておりますが、その対象年齢になられた方は、しっかりと自主的に受診を受けていただく。こういったことの喚起にもなろうと思っております。

よって、できればそういった方向で進めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

私がですね隙間を埋めるって言ったのは、5歳刻みですので、その間の隙間があるということですよ。福祉全体、社会福祉全体を町でやりなさいということ言ってるわけじゃないんです。いろいろな制度の中で、国の制度が不備な点がありますので、そういう点を少しでも町の方で住民に手を差し伸べていくということで、何もかも自立してやりなさいということにはなかなかならないと思うんですよ。町長としては、何でもかんでも行政がやっても駄目なんだということをいつも言われますから、そういうことを言ってるわけじゃないんです。

そして、周知をするということももちろん大切です。住民の中に。ただ、先ほどから何回も言ってますけれども、高齢化になってきますと一年一年が大変長くて、病気になる率もどんどんどんどん高くなりますので、その間に予防接種を受けたい。また受けれる環境にある人はですね、ぜひ町の方で手を差し伸べれないかということをお尋ねしたんですが、ちょっとそこには町長とのずれというより考え方が違いますが、隙間という点ではそういう意味なんです。

再度ですね、そういうことを考えた上でまな板に乗せていく。町としてもできる範囲の手を、全部やらないですよ。全部やりなさいと言ってるわけじゃなくて、できる範囲の手。それを考えていくことは、検討課題に乗りませんかと言ってんですけど、一切乗らないんですか今の意見でしたら。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

公の議会の場でですね、民意の代表である議員さんからご指摘をいただいているので、それをこの場で一切議論しませんということには全くなりません。これは、この姿勢はずっと就任以来変わってないことでございます。

しかしながら、今の基本的な考え方を先ほど申し上げました。基本的にはですね、ある一定年齢以上の方

全部が対象になっているわけで、その受診される期間というのが5歳刻みということですから、受けられない世代があるというわけではございません。よって、その世代、受けられる期間に達した方はしっかりと自主的に、そういった自発的な意識を持ってですね、受診をされる。こういった地域が、自分たちがつくり上げていかなければならない地域であって、それはこの一つの政策だけで判断することではなくて、今後の黒潮町の地域づくりということを考えてときにですね、この政策を手広く拡充することが、本当に黒潮町の将来にとって有益なのかどうなのか。こういった判断は当然、あつてしかるべきだと思っております。

よって、なかなかここですね、できる方向で検討しますという答弁はできませんけれども、先ほども申し上げましたように、民意の代表である議会の場でこういったご指摘をいただいているわけですから、それを一切検討を今後致しませんということにはなりません。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

検討をするというのは、先ほどからも言ってますけども、町長は以前からですね、この場で言われたことはすべてまな板の上に乗りますよというふうに言ってくれました。

ただ、まな板の乗せ方を、優先順位のつけ方としてはですね、やる方向で検討するのか、まあこれは大体後回しだなというふうに戻ってくるのか。その優先順位によっては現実のものになるのかならないのかで大きく違ってきますので、私としてはおんなじ検討課題でも、前進的にやる方向でまず乗せてほしいなと思ったんですが、まあ町長の今の考えですとなかなかそういうふうにならなかったの、それを確認しただけでした。

今の、ぜひですね前向きに町民の健康を考えて、それから医療費抑制ということも考えて、細かい点は課長の方になると思いますが、ぜひ課長の方にもそういうことを検討していただきたいと思います。ぜひ、まあ課長もここでやるということはなかなか言いづらいですが。

そういうことで、私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本議員から、資料のお持ち込みの申し出がありました。

これを許します。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

4番（坂本あやさん）

一般質問をさせていただきます。

今日、お願いしましたことについては1件でございます。空き家対策についてということです。

この空き家対策についてというのは、もう全国的な問題になっている状況にありますけれども、本町としてこの空き家にどう取り組んでいかれるかということをお伺いしたいと思って、ご準備させていただきました。

た。

まず、町のホームページで空き家の促進を図っておりますけれども、いつごろからこれが立ち上げられて、それからその間にお問い合わせがかなりあるように聞いておりますが、その件数は何件であったのかということについて、ご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員の1番、空き家対策についてのカッコ1、町のホームページで空き家の促進を図っているが、立ち上げはいつからで、その間の問い合わせや利用件数は何件あったかについてお答を致します。

まず、空き家対策の目的について、少し触れさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口の推計で、2040年の黒潮町の推計人口は6,657人とするとさせていただきます。

また、現在の人口ですけれども、1万2,000としますと約半減することになりまして、大変厳しい数値が出されております。これと同様に、高齢化比率も49.4パーセントということでございまして、2人のうち1人は65歳以上ということになってございます。

また、日本創生会議がこの5月に発表した推計結果によりまして、今後も人口移動が収束しなかった場合として、2010年から2040年までの間に20歳から39歳までの女性人口が5割以下に減少する自治体の数は896自治体となりまして、日本全体の49.8パーセントに上るという衝撃的な数値も出てございます。くしくも黒潮町の推計高齢化比率と同じような数値になってございまして、決して喜ばしい数値ではございません。

このようなことから、都市から地方への人口移動は、少子高齢化による人口減少が厳しい地方公共団体においては、行政運営や地域内活動の柱として大変期待されているところでございまして、現に黒潮町内でも、これまでに移住されてきた方々が、地区長さんや地区の役員、あるいは保護司や民生委員などの重責にも携わってくださってございます。そうしたことで産官学と個人の移住促進の取り組みが一層必要であるとの認識で、生活の基盤となる居住としての空き家の紹介を行っているところでございます。

ご質問の、立ち上げはいつからかということでございますけれども、平成16年ごろに、入野の浜に来るサーファーから空き家の相談が、問い合わせが多くなりまして、その受付の窓口を当時の大方町雇用促進協議会が担ったのが始まりのようで、その後、平成18年度から黒潮町のホームページによる告知も始めました。

主だった取り組みを開始したのは平成20年度からで、黒潮町建設業組合の皆さんのご協力を得て、黒潮町移住者住宅支援協議会を発足させて、今日に至っています。

この協議会の業務と致しましては、黒潮町と協働して移住希望者の現況把握や空き家に関する情報提供、および空き家の改修工事のあっせん等、移住者が安心して生活できる環境整備を図るため、移住希望者の登録を行うことで移住促進を図っているところでございます。

その間の、問い合わせや利用件数は何件あったかについてでございますけれども、調査を開始した平成20年度から平成26年11月末までの約6年弱の間で、いずれも累計による数値でございますけれども、ホームページによる空き家紹介の物件数は64件。お電話によるお問い合わせ件数は1,060件。このうち利用件数ですけれども、27世帯66名となっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4 番 (坂本あやさん)

大変長い取り組みの中から今の現状があるということをご説明いただきまして、私も今、そのころの様子を振り返りながら思いを浮かべているところです。

大変そのころからですね、旧の大方の時代にこの事業は始まっているということでございますけれども。そのとき私たちもかわりがありまして、調査の一端を担ったことがございました。今日持ち込ませていただいた資料がですね、これ大方のときに、国土交通省の事業をいただいて調査した結果だと思います。そのころ人口が1万2,000人ぐらいだったと思うんですけども、空き家の件数が300から400近くあったように思っています。で、特に顕著に目立ったのは、全部ピンを刺してるんですけど、このピンを刺してる所に空き家がこういうふうな形であるという実態が10年以上前からですね、存在していたというデータなんです。これ、ずうっと何か役場の中のどっかの片隅にずっと置いていてくださったので、まあ今日のためにいつまでも残ってくれてたのかなと思ってご紹介をさせていただいたパネルでございますが。

そのころからやっぱり空き家っていうのは地域の中にとっても多くて、サーファーの方の問い合わせがあったのをきっかけにということでしたけれども、来たいという希望の方は結構いらっしゃったんですね。でも、なかなかその方を受け入れるという体制が整っていないということから、雇用促進協議会の方で空き家の対策と、それから、こちらに引っ越してこられて生活をされる、住居にお住まいになる方に必要なのはやっぱり仕事であろうということで、仕事と住居のマッチングとか。それから、地域の中に溶け込んでいくためにどうして皆さんとコミュニケーションを取ったらいいのかというような、そういう悠々移住計画というようなものを含めながら始めたことがきっかけになっていました。そのことがですね、今のホームページの立ち上げに大きく貢献していただいた事業であったと思います。そういうところで、このときはそれくらいの空き家の件数があって、特に顕著に目立っていたのが、ある集落では3軒に1軒、この当時にも空き家があるなというデータが挙がっておりました。

今、この黒潮町になってですね、昨年でしたかね、全部の空き家を調査をしようという事業が入ったと思うんですが。そのときですね、空き家の件数というのはどのくらいになっているのかということについて、お分りの部分で結構ですがお示しいただけたらと思いますが。

議長 (小永正裕君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

坂本議員の再質問にお答えします。

平成25年度に黒潮町で実施した空き家調査、町内16名の調査員の方をお願いを致しまして調査した結果、総数283戸ございました。

内訳は、大方地区で194戸、佐賀地区で89戸となっております。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

坂本君。

4 番 (坂本あやさん)

そうなりますと、あんまり件数としては増えてないのかなというような印象があるんですけども。まあ人口数も減ってもきていますので、まあ人口数からすると、空き家というのは相変わらず大きな数は占めているなというふうには思うんですけども。

それではですね、この今ご説明ありました、いろんな形でその空き家の入居者もいらっしゃるということ

でしたけれども。この空き家を利用して、カッコ2ですが、促進していくためにはですね、何かその問題点というのがあるんじゃないかということ。それからまた問題点だけでなく、こういういい結果が出ているということがあれば、併せてご答弁いただけたらと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員のカッコ 2、空き家の利用促進を進めるに当たり問題点はないか、ということについてお答えを致します。

空き家紹介の問い合わせといいますのは、年間平均しますと約 90 件近くございます。それに対する町内の空き家の数も、入居の可否を問わなければ、物件的にはほぼ充足できる数はございますけれども、単純計算を致しましても、今、待ちの、待っている入居希望の方が 110 世帯ほどございます。そこにはさまざまな課題を抱えた物件も多く介在致しまして、お問い合わせにはお応えできていないのが現状でございます。

その原因や課題等を整理してみますと、まずハード面では、住宅所有者の賃貸借契約への不安。まあこれ、家賃を含めてのことでございますけれども、入居者とのトラブルとかそういった心配が多くございます。また、中山間地域では介入する不動産事業者が非常に少ないということで、達せられてございません。それと、空き家に残された家財の処分とか整理。多くは倉庫代わりに使っているといった家屋も多くございます。あと、耐震性の不足やトイレがくみ取り状態ということで、入居希望者のニーズと合わないといったこともございます。そしてまた、所有者の方にしても、リフォームの費用を掛けてまではなかなか貸せないといったのが原因としてございます。あとは、もう老朽化が激しくて改修が不可能といったことがあります。

またソフト面では、移住者が定まった職業をお持ちでないということで、収入面の不安が最も大きな課題となっております。

私ども面接をする際にも思うんですけれども、お話を聞くと、とにかく田舎に来れば何とかなるだろうという思いで来られている方もございまして、ご意見などを伺っていると、私どもの方がむしろ不安になるようなこともございまして。こうしたことで、雇用の場の不足ということも移住促進にはつながっていない要因の一つとなっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4 番（坂本あやさん）

今、ご答弁いただきましたその問題点というところと、それから次のカッコ3の、空き家利用者は移住者が多いのだがという所が、どうも内容的にはダブるのかなと思ってるんですが。

別のごお答弁が用意していただけてるようですので、そちらを先の方にやらせていただいてもよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

引き続きまして、カッコ 3、空き家利用者は移住者が多いように思うが生の声は聴けているのか、ということについてお答えをさせていただきます。

空き家を探しているとお問い合わせをいただき、黒潮町へ来られる方については、黒潮町移住者住宅支

援協議会との日程調整を行いまして、移住者との面接を4人体制で行ってございます。その際、お住まいを希望される地域や空き家の条件、また黒潮町を希望された理由やお仕事の有無などをお伺いして、条件に合った空き家を紹介しているところでございます。

実際、私自身も面接をさせていただいておりますけれども、都会に住まわれる方の田舎生活への価値観は想像以上に大きく感じられまして、特に中山間地域の空き家整備の必要性を強く感じているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

ありがとうございます。

1番から3番まで、ほんとにすべて今答えていただいた状態になってるんですが。とても2番、3番の状況が、今、お話いただくと、本当に一緒になってるなと思いつつ聞いておりましたので3番までお答えいただいたんですけども。

この中でですね、私もやっぱり思いますのは、地域の人たちの貸し出しをしてくださる人たちの思いと、それから空き家を借りたいという方のマッチングというのが、やはり最初のころ、16年から10年ぐらいたってもですね、まだやっぱりずっと根深くある部分だと思うし、これをクリアしていかないとなかなか、地域の中で地元を支えていただける、さまざまな地域の場所で移住してきてくださった方が活躍している場を広げていくということは、なかなか難しいのかなと思っています。

当時ですね話があって、16年、立ち上げのころによく話が出たのは、空き家を貸すことに対する家主さんの不安というものが非常に大きく取り上げられておりました。で、そのときにお声が出ていたのは、やはり地域に入ってきてくださっても、今までの生活習慣が違うので集落の中になじんでいただけなかったりとか。それから、集落との間でトラブルがあったときに、どう解決していったらいいかわからない。だから、その間に行政の関与があればですね、もっと借りる方、貸す方にとっても、安心して貸し借りができるのではないかな。そういう部分に行政の支援をしていただけないかという声があってですね、雇用促進協議会での活動の材料になったというところだったんですけども。

そのときに、よく話の中に出ましたのはですね、やはり私たちの地域の家族ですよ。特に子どもや兄弟。そういう人たちもやはり、地元を離れていろいろな地域でやっぱりお世話になってるんだということを、やっぱり私たちは考えないといけないんじゃないでしょうかねっていうお話が出たんです。それを私強く思いましたのは、私の子どももちょっと地域から出ましたので。今は、帰ってきてる子もいますけれども。そのときに、わからない地域にお邪魔して、子どもの引越しの世話をしていたときにですね、その近所のおばさんが出てきてですね、車をうちの庭のここに入れなさいよというふうに言ってですね、私の車を入れてくれたことがありました。そのときに、まあ本当に感謝をしたんですね。見ず知らずの土地で初めて会った私たちにですね、自分のお庭を貸していただいて、駐車場を提供してくださった。で、その方がおっしゃったのはですね、私の子どももよそでお世話になっているのでね、私の周りに来た、まあ私ですよ。たちのことをですね、やはりお世話をするのは当たり前だからというふうにおっしゃってくださったことがありまして、そのときに私、目からうろこが落ちたようなこの衝撃を受けました。ですからね、やはり地域に来てくださる方っていうのは、私たちのほんとに兄弟や親族とおんなじなんじゃないかなっていうことを、そのときほんとにつくづく感じたことでした。やっぱりこういう気持ちで、地元が移住者の方を受け入れてあげること

ができれば、本当にいい関係で地域づくりができるんじゃないかなというふうに思ったことでした。ハード面と、やはりハートというのは、私は随分昔からイコールだと思っているんです。いろんな仕事をするに当たっては、やはりその仕事に対する込める思いがあって、初めてその仕事というのが満足できたものになると思いますので。この移住の政策を進めていく、そのときに、困っていることを地元として助けられること。そしてまた、地元を助けていただけるようなアイデアを頂けるという、このウインウインの関係っていうのは、とてもやっぱり地域にはありがたいことだと思うし。それからまた、地域もそういう移住の方を受け入れていくということで、移住の方にも喜んでいただける。

で、最初のころ移住を始めた方たちもですね、もう10年以上この地元に住んでくださっている方も大変多くなっていますので、もう地域の一人として、地域の担い手としてですよ、やってくださってる方がたくさん、もう黒潮町にはいらっしゃるというのが私の実感ですし、ほんとにいろんな影響も受けながら、私たちのこの黒潮町というのはいいい関係をつくっていける地域なので、先ほどおっしゃっていただいたようにですね、非常にご希望も多いということにつながっていったんじゃないかなと思います。紹介が64件。これはホームページだけということでした。それから、電話では1,060件のお問い合わせがあるということでした。

この方たちが、いざ実際に本町に住まわれようと思ったときに、その移住者の生の声という部分ですよ、その部分で掘り下げていったときに、皆さんが皆さん、住んでいただけてるわけではないですよ。で、断念した方の中にヒントはあるんじゃないかなと思うんですが、どういうふうなことでですね、この本町に住まわれることをお選びいただけなかったのかなというような、そういう理由というのはお分かりでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えします。

これまで面接をしてきた方が、その去就がどうなったかというのを随時、係の方に問い合わせをして、今、どうなってるこうなってるということを自分の方も掌握してございます。

それで、成立に至らなかったという、私の場合はまだありませんのであれですけども、私が行けなかった場合のときの人があります。それは、ほとんどの場合が家賃ということになってございますので。なかなかその、都会の人の持つ田舎の価値観と、田舎に住む人のその持ち家に対する価値観というのが合わないケースがあります。そういったことで、成立に至らなかったケースがございます。ただ、田舎志向の人は黒潮町だけでなく、幡多郡内のよその市町村も訪ねて選択肢にあるわけですので、そこで同等の物件があれば、そちらの方に行っているのかもしれない。

そういったことで、田舎を目指して来られる方は、常にその田舎志向で推移してございますので、至らない理由というのは無論、家賃もしかり、家賃に見合うだけの住宅の整備ができていくかどうか。そういったことがネックになってございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

10年前とは随分その環境が変わりまして、移住者の皆さんの意見を聞いたときに、やっぱりインターネッ

トってというのは絶対必要だねっていうのをおっしゃる移住者の意見を、私たちはよく聞いていました。

例えば、中山間の中に住んでいても、やはりその情報通信網がきちっと整備されていてインターネット環境が整備されていると、ある程度その距離的なものとか、それから環境的なものはそんなに気にならないと。でも、やはりその情報網がないということについてはですね、非常に不安があるということでお選びにならないという意見が、私たちが聞いたときにありました、そういうことが。

それとですね、先ほど課長の答弁の中に、他の市町村と比べたときに黒潮町をお選びにならずによその市町村に行かれる方が、というふうなお話がありました。私たちの産業建設常任委員会の中でもですね、課長の方からお話があったことなんですけれども、今まで公営住宅が空き家になればですね、すぐに次の人が入ってくるというような状況があったんですけども、今はですね、次の方がなかなか決まらない状況が出てきている。これは震災前過疎の状況もありますでしょうし、その方がおうちを建てるときに、町内ではなくってよそにお建てになるのではないかというようなこともお聞きしました。

そういうことからするとですね、本町の住宅事情っていうのは、空き家だけじゃなくって公営住宅にまでだんだんそういうことが出てきているのかなということがありまして。で、ホームページでも公営住宅の募集をしていますけれども、もっとこの移住促進のページなんかでも公営住宅をご紹介しますなどのことも必要になるのかしらねということ、先日もお話ししたことでしたけれども。

ただ、その選択の基準というのが、移住してくださる方が望まれている環境というのが何かというのを分からないと、なかなか計画を立てにくいものですね。それで、その中にあったのはですね、世に言うポットトイレというのは子どもが嫌って、どうしてもその居住の条件で、このトイレではやっぱりね、うちの子は生活できないわというようなご意見をいただいたこともありました。それから、いろいろな環境がですね、建物というよりはやっぱりその住居空間がある程度文化的に送れるというものが、今やっぱり私たちの移住の中にも求められてきていると思うんですね。

ということは、やはりそこにですね、何らかの手だてを入れてあげないといけないということですね。で、最初のころはですね全く、最初のころ、家を貸してくださる方の条件の中には、自由に改造してもいいけれども、それは借り手の負担でお願いしますねっていうのが結構多いし、今、ホームページを見てもですね、そういう書き込みが多い。条件としてお出しになってらっしゃる状況が多いんじゃないかなというふうに拝見します。で、この状況をどうにかしていかないと、やはりほかの所と比べて黒潮町は条件的にマイナスな部分もやはりありますよね。これからの震災のことを考えると不安だとか、やっぱそういうことがある中でも、やはり黒潮町のこの生活を選んでいただけるそのメリットというものがどこにあるのか。ということを考えていくと、やはり行政的な手段をもっともっと私は入れていかないと、物件は紹介するけれども、やっぱりその契約に至らないということになってくるんじゃないかなということを心配しています。

今はもう本当に情報がいろんなところから取れますので、移住をしてくる方というのは各地域の移住情報を選択されて、その中で、自分たちが一番住めるだろうなという所を見極めて来られる方が結構多いですね。

で、先日、私も移住者の方とお話をしたんですけども、黒潮町に住んでいただけというご意思のある方ですけども。条件的にもう少しほかの方が、移住者にとってはありがたい条件がある所がたくさんあるんですけども、そういうことをおっしゃっていました。それは何を表現するかというと、やっぱ補助事業の違いだと思えます。その補助事業というのは、今、国も県も補助事業をいろんなふうに構えてですね、各市町村が移住してくださる方のために配慮をする補助事業とか、かなりいろんな所でいろんなメニューが出てきていると思うんですね。黒潮町はこういう方の生の声を聞いて、どういうふうに利用促進をしていこうと、促していこうというふうに思っているのかというところが、ちょっと今、分からないところなんですけれども。

何か、アイデアというものはあるのでしょうか。その生の声に対して、対応する補助事業とかはお考えになっていないのでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えします。

やはり、田舎でのお住まいになる最低限のところはトイレがネックとなっております。

そういったことも含めまして、現在、高知県が行っている空き家家屋の促進事業というのがございまして、空き家に対してある程度行政がてこ入れすることによって入居者の希望に沿うような改修をしていく、そういった補助事業がございまして、そういったことも来年度の予算で検討してまいりたいと思っておりますし。

また、それではほかの市町村と同じ所に並んでしまいますので、さらに黒潮町独自の補助ができないかも検討してまいりたいと、そのようなことを考えてございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

そうだと思います。まずは同じベースに並ばないとですよね、なかなか、よそがずっと先を行ってるのに、あらかれたままではなかなか追いつけない。まずは追いつき、追い越せということが大事だと思いますので、その事業に非常に期待をするところですが。

もう一つ、併せて言えばですよね、やはりここで住んでいただけるためには、仕事というのがどうしても必要になってくると思うんです。何年か前に、企業を立ち上げたときの固定資産税の免除というような形で、企業の促進の事業を可決したことがございました。固定資産税を5年間やったかな、免除しましょうというような、企業者の支援の条例もございました。

今はですね、この黒潮町に入って住んでいただいている移住者の方々の中では、ほんとに自分の努力です、いろんな職業を持って生活してくださる方が特にいらっしゃいます。自転車屋さんやったださったりとか、美容師さんをやったださったりとか、いろんな、お塩を作ったりとか、ほんとにその産業の立ち上げにほんとに大きく貢献して下さっている移住者さんもたくさんいらっしゃいます。もう移住者さんと呼べないくらい、地元です、よねもう根付いていらっしゃる方ばかりになってきていますけれども。

さらにですね、これからやはりこの地域の中でお仕事をさせていただくためには、どんどんどんどん空き家もあるんですけど、空き店舗もこれから増えてくるんですね。その空き店舗の利用ということについてもですね、これからはもう考えていかないと間に合わないと思うんです。実際、今厳しい状態になっているいろんな店舗があります。で、これもですね、黒潮町の場合はまだマイナスのベースの位置にいると思うんです。他の市町村にいろいろな支援がある。でも、黒潮町はまだ取り組んでいない。ですから、いろんな商店を借りて仕事をしようと思っても何の応援もないから、じゃあ応援のある所に行ってご商売をして、そこで移住をしようという判断をする方もやっぱり出てくると思うんです。

そのあたりは産業面から言うとどうでしょうか。そういう支援もこれからは黒潮町として考えていかれるつもりはないのでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、坂本議員の再質問にお答えしたいと思います。

今ご質問の空き店舗の件ですけれども、近くで言いますと四万十市なんかはその補助事業を定めておりまして、商店街の活性化ということで進めておるようでございます。

今ご質問の件と四万十市の件では少し目的は違ってはおりますけれども、似たような補助事業を制定しているようでございます。

ご指摘のように、当町ではまだそういった事業まではしておらないところですが、今ご質問のあります移住者の課題であったり空き家対策、そして雇用の場の問題。これらは個々の課題ではなくて、トータルで対策を取ることが必要ではないかと考えておるところでございます。今後また関係部署と連携を取りながらトータルで少し考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

トータルで考えていくということでしたので、4に移りたいと思っております。

地域に空き家が目立ちだしましてほんとに長い時間が過ぎているとの、今までご説明したとおりです。そしてその黒潮町としては、この空き家を含めた、空き店舗とか空き家とか、ほんとに地域で今まで動いていたものが、今は運営する人もいない、住む人もいないというようなこの地域になった状況。それをもう一度再生していく。以前は地域再生でしたが、今度は再生ではなく創生まで来てますよね、国の考え方は、14年に地域再生計画が出されて、新しい政府は、今度は地方を創生するということまで来ましたので、随分時代はこういう状況が進んでしまったんだと思いつつながら、その文字を見ることですけれども。

今後ですね、黒潮町がどういうふうな形でこの地域づくりをするために、今、空いてしまったもの。住む人がいなくなってきた空き家だとか、運営する人がいなくなってきた事業所だとかお店だとか、そういうものを総合的に考えていかなければいけないということでしたけれども、そのあたりはどういうふうな将来像を描いてですね、進めていかれようとしているのでしょうか。お話があったみたいに、高齢者数も44パーセントになった。そして、非常に女性の出生率も減るし、2020年には女性が5割に削減されるというこの状況の中でですね、黒潮町としてはどういう町づくりを進めていかれるのか。

そのことも併せてですね、お答えいただけたらありがたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、坂本議員のカッコ 4、地域に空き家が目立ちだして長い時間が過ぎている。黒潮町としての利用計画はどのようなものか。今後の促進計画はどう進められるのかについてお答えを致します。

空き家利用の最初の取り組みと致しましては、空き家の発見作業になります。各地区で家屋を拝見して、空き家かどうかは一見すればほぼ分かりますけれども、その所有者や貸してくださる物件なのかどうかは、実際にその地区にお住まいの方でしか分からないことも多くございまして、これまで地区の区長さん等にもお声掛けをしているところですが、区長さんに致しましても種々の業務を抱えておられまして多忙を極めてございまして、このことに限っての時間も取れないのが現状だろうと思っております。

しかし、先ほども申しましたように、町内各地区での最も新鮮な空き家情報をいち早くキャッチできるの

も、また田舎ならではの特性でもございますので、この発見作業に限って町が一定の補助をすることで、空き家活用と移住促進が加速化できないかと考えてございます。

例えば、一軒の空き家について、その所有者をお調べいただき、その所有者が貸してもいいよという合意に至れば、現在、各地区に交付している地域交付金に応分の上乗せをしてお支払いをするようなことができないかどうか、ということも検討してございます。

特に中山間地域においては、若い労働力が不足して地区のまつりごとにも影響を及ぼしている現状と、その一方で、都会に住む若者が地方での、特に中山間地域で暮らしたいという志向もございます。双方の課題を解決することで、移住促進に加速化が図られるのではないかと考えてございます。

そして、ネックになっているのがやはり、先ほどもございましたように雇用の創出ということでございます。都会の若者が一定期間、地方で地域づくりをする地域おこし協力隊というものの制度もございます。この地域おこし協力隊の増員もまた進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

町長にお伺いしたいんですけど。

黒潮町の町づくりの中で、こういう移住者を受け入れるその政策というのですね、その位置付けというのはどのくらい力を入れていかれるおつもりでいらっしゃるのでしょうか。

それと、あと産業の方もあれば、また教えていただけたらと思うんですが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、移住政策のウエートのことだと思いますけれども、非常に期待をしているところでございまして。現在のところ、全体の中でのこのぐらいのウエートを占めますという詳細についてご説明できる段階にございませんが、今、議員からご質問がありましたこの移住者対策であるとかですね、あるいはお仕事の問題ですね。定住のための雇用の場のこと。実は、今回出ている地方創生法、まち・ひと・しごと創生法はですね、それらを体系的に整理しなさいということになっておりまして、まさにこのターゲットを絞り込んだ計画を作らなければならないということになってございます。これは、産業推進室長が答弁申し上げたところでございます。

そして、移住者の方に大変期待する機能と申しますか、機能というと失礼ですけれども。自分たちが地元としていろいろな期待をするわけですけれども。例えば地域の催しであったりとか、あるいは地域内の維持活動であったりとか、こういったところに若年層の力が不足しているという根本的な課題もございまして、何よりもやっぱり経済効果が非常に高いということになってございます。若年層と、定年を迎えられた60歳以上の方の移住とは少し違うかも分かりませんが、試算を致しますと一人約年間200万の経済効果がございまして。これはさまざま、純粹に経済効果だけがプラスではなくて、もちろん医療費の持ち出しとかいろいろあるわけですけれども。少なくともそれらを勘案しても、プラスの経済効果が域内に及ぶという試算ができていまして。よって、しっかりと経済効果もにらむと、移住者政策はしっかりと進めていかなければならない。

そして、この移住者の皆さんにしっかりと黒潮町をお選びいただいて定住いただくためには、どうしても

その雇用の場。この問題から目を背けることはできないと思っております。

実は現在、人口減によるものなのか、あるいはアベノミクスによる建設業の活況によるものなのか、原因はもう少し分析しなければならないと思っておりますけれども。例えば、役場の臨時職員であるとか、三セクの求人募集であるとか、町内の各企業さんが募集されても、実は思ったように人が集まらないというのが現状でございます。これは失業率の改善ということをベースに考えると非常に望ましい状況ではございますが、実態がどうなのかというのをもう少し精査する必要があるかと思っております。

そう考えますと、もしかするとこれから新たな産業を興そうとするときに、移住者の方にその労働力の一部を担っていただける。こういった機能にも大変期待をしているところでございまして、今回の、来年度新たに組まなければならない市町村の基本計画。これの中で少し整理をして明らかにしたいと思っております。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、私の方から少し雇用の話をさせていただきたいと思えます。

移住者の就労の場の相談につきましては、随時、ハローワークの求人情報等を活用しまして情報の提供をしているところでございますけれども、なお、株式会社黒潮町缶詰製作所では、現在13名の雇用を生んでいる状況でございます。

そのうち、移住された方を2人雇用しておりまして、このように新産業創造事業では雇用の創出において一定の成果を挙げ、そしてまた移住者対策においても既に貢献をしているところでありまして、今後もこの缶詰製作所を継続発展させながら、移住者ともども雇用の拡大につなげてまいりたいと、こんなに思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

今までお聞きした中で、少し詰めておきたい部分が何か所かあるんです。

まず、総務課長にお伺いしますが。

先ほどですね、新しい補助事業を入れていこうという思いでいらっしゃる。来年度からは取り組みたいとおっしゃってましたし。それから、支援員ですね。地域の支援員さんを増やすと。募集をするということも出ておりました。

そのほかに何か、新しい取り組みを考えているということはないのでしょうか。

私が気になっているのはですね、まず空き家の対策から一ついきますと、今課長さんが言われてた分は多分、県の事業ですかね。だと思えるんですけども。最近はですね、空き家を市町村が借り受けて、市町村が整備をして貸し出すというところまで踏み込んでいる行政の事業もあります。で、私たちもこの16年からずっと空き家のこととか気になって見ているんですけど、一番ネックになるのはね、そこなんです。信頼関係なんですね。

それと、最初のころにおっしゃっていただきました、空き家の状況ですね。例えば、仏さんがいらっしゃる、それから荷物を置いている。ですから、年に何回か帰ってくる。ということは、やっぱり相変わらず同じ条件で、ずうっと課題は積み残しで現在に至っているというところだと思うんです。これをクリアして移住者に貸し出しをしている、もう既に行政的な手法を入れてるという所が、全国の中には何件かもう既に

出てきています。

ですから市町村にするとですよね、新しい住宅を建てるよりは、リフォームをしてすぐに貸し出せる方が経費的にも掛からなかったりする場合がありますし。それから、空き家を残していくというのは、やはり地域の疲弊をほんとに加速させるということなので、そこに若い方がもしに入ってきて、お子さんが。ここで生まれたお子さんというのも、結構今いるんですよね。移住者の中にもね。黒潮町で生まれたんですようちの子どもは、なんて言われる方がたくさんいらして。そういうことが地域に芽生えてくるとかいっぱいできればですよね、もっと活気のある町になっていくということですので、行政がそういう支援とか政策を入れるということのメリットっていうのはたくさん、やれば結果的には出てくるんじゃないかなと思うんですが。10年間ずうっと同じ状況で今まで進んできていますので、だから同じ結果が繰り返されて繰り返されて、ずっと来ていると。じゃあここで、次期に創生の基本計画を入れていくということであればですね、このあたりをもっと踏み込んで政策として入れていくということまでご決断いただけたらいいんじゃないかなというふうに、私は思っています。

それと、産業面についてもですけれども。産業面については、確かに缶詰工場も移住者の雇用を進めてくれていますけれども、民間の方でも随分入ってきていただいています。かえって多いくらいじゃないかなと思います。そういうふうに、やっぱり受け入れていく所の企業をやはり支援をしていくという体制も、これからは必要になってくると思います。

以前の雇用対策の中では、失業者の対策というのが非常に多くありましたけれども、それはやはり何年間か過ぎると、金の切れ目が縁の切れ目的な補助事業も大変多かったのも、お金が続かなくて仕事が切れていくというような状況も何回か目にしています。仕事として地元に残れるようなその起業の仕方、それから収益を生む仕事をつくっていくというところにですよね、やっぱり支援をどんどんどんどんしていくべきじゃないかなと思うんです。補助があるから人を雇う。けど、補助が切れたから人を切る。これは非常にデメリット。町としてもデメリットの多い仕事だと思います。

ぜひですね、続けていけるような支援策というのも今度の創生の基本計画の中に入れていただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本計画の中ではですね、あまり詳細についての踏み込み、個々の事業とかの踏み込みということにはならないと思います。

ただ、そこまで落とし込まないと実効性がないわけですから、基本計画は基本計画として定めさせていただいて、その中で優先順位をつけて、一つ一つ個々の案件を見て実施計画を組み上げていくと。こういったことになろうかと思いますが、少しお時間がかかろうかと思います。

それから、創生会議の方から政府の方へ、やっぱり坂本議員がおっしゃられておられるような同様の提案がございまして。都市部から地方への移動ですね。若年層の移動、労働力としての移動。その際に、その移動されるご本人の支援ではないんですけれども、それを雇用される会社への支援。こういったことも提言されておりまして、国策としてその人口移動をですね、トレンドを作っていただけのような、もしそこまで腹をくくっていただけるような国の姿勢があれば、きっとそういう政策も出てきようかと思います。またそういう情報はしっかりとキャッチしながら、迅速にお伝えしていければと思います。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4 番 (坂本あやさん)

創生の事業としてはそうかもしれませんが、個別の事業としては、ほかに何かアイデアとかいうものはないのでしょうか。

例えば、先ほど言った、町がですよね空き家を借り上げて、それでやっぱ整備をして町の住宅として貸すとかですね。

そういう、まだ細かい計画まではいってないのでしょうか。

議長 (小永正裕君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

ご指名がありましたので、ご答弁申し上げます。

先ほど言われました坂本議員の策については、ただ今検討しております、県の方でもですね、今年から補助事業が入りました。

ほんで、本町におきましても来年度からですね、その事業を導入するように現在検討しております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

坂本君。

4 番 (坂本あやさん)

もう一つ、産業の方ですね、空き店舗の利用についての計画というのはございませんか。

議長 (小永正裕君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

今のところ空き店舗の利用について、先ほどおっしゃっていただいた補助金のことなどかと思えますけれども、そういったことはまだ考えておりませんでした。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

坂本君。

4 番 (坂本あやさん)

ぜひ考えていただきたいのですけれども。

今、やっぱりそこらへんきちっとやっておかないと、どんどん空き店舗も増えてまいります。空き店舗が増えるということは、店舗だけが減るんじゃなくて、それを利用していた人の地域の利便性というのも消滅するということです。

だから、その店舗が空くということですね、その経営者だけの問題ではなくって、そこを取り巻く、そこにお買い物に行かれる方。買い物難民っていうことを前回私、質問しましたけれど、買い物難民ができる以前にですよね、その買い物難民が行く所なくなるわけですから、もう全体的にですもんね町に買い物する所なくなる。ということは、小さな経済を生み出す場なくなるということなので、ここが問題だと思うんです。

小さな小さな店舗でも、たくさんたくさん集まれば、大きな経済が動くわけですね。当初ですもんね、直販所っていうのは本当に小さな所から始まりました。でも今、道の駅なんかにしてもその直販所があり

ます。これって最初はほんとに、自分たちが持ち寄って直販した所からどンドンどンドン始まって、ものすごい大きな一つの経済母体ができてきたということなんですね。それがうちの場合は、今まであるものがどンドンどンドン消えて縮小をしていってるとい状況になってるんですね。このバランスを取っていくということがすごく大事で、それから、そこがなくなることによってのそのデメリットの波及ですよ。これが一番怖いんですよ。一軒なくなれば一軒入る。やっぱそういうふうに、商工会さんなんかとも連携を取りながらですね、そこをやっていっていないと、買い物をしに行く所が消えていく状況が出てきます。

そういうことも含めて、この機会にですね、ぜひ来年度までに少しお話し合いをしていただきたいと思います。思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答え致します。

先ほど、補助金のことで考えてないというた答弁を致しましたけれども、それも含めまして現在、商工振興計画というのを少し検討しておりまして、その中で、全体的な計画の中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

いろんな地域がおんなじような課題をやっぱり抱えていらっしやって、それぞれの地域でいろんなことを取り組んで、自分たちの地域を維持していくために頑張っていっぱいますよね。それで、国や県からもいろいろな補助事業が出ていて、空き家に対してもありますよね。そういうものをどこがいち早く導入していくかによって、勝負って違ってくると思うんです。

だから、民間では入れられない事業とか補助事業とか、いっぱいあると思うんです。ネットなんか検索してみると、補助事業のメニューとか多分だあっといっぱいあるんですよね、いろんな所ね。総務から始まって、国交省だとか、経済相だ、いろんな省庁がいろんな事業を出してますし、林野なんかもいっぱい事業があります。そういう事業の中から、うちに使える事業をやはりいち早く入れていただきたいというのが、私の今日の一番の趣旨なんです。ですから、先ほど、今やっとゼロベースまで来たんですねって、ちょっと皮肉っぽく言って大変申し訳ないんですけど、ちょっと残念だと思うんです。よそはそういう事業を入れてですよ、やはり移住者の対策だとか空き店舗の対策だとか、そういうことにやっぱり補助事業を入れて地域を活性化させていこうとしている。

それから、前回、ふるさと納税の話も出ていましたよね。ふるさと納税で億という金が地域に入ってくると。その入ってきたお金は、地元の人が生産品をすべて買ってでもいいんじゃないですか。買い上げてあげたらいいじゃないですか。それだけ地元はその億というお金が下りてくるわけだから、それは地域の人たちの頑張った商品を買上げて送ってあげる。お礼として出すんだったら、非常に地域にとってはありがたい話だというような取り組みがどンドンどンドンありましたよね。それと、その補助事業というのはほんとに似てるんですね。やっぱそれをやることによって、地域の活性化も進むし、それから地域で頑張ろうという方が、もう今年やめようかと思ってた方が、じゃあ、あと2年、3年、5年頑張ろうかと。そういう気持ちにさせてくるような、その事業の使い方を考えていただきたいんです。他の地域に遅れることがないように、ト

ップレベルで走るんだと、そういうことは。そういうふうに職員の皆さんに頑張っていたいただきたいんです。時間がないし、人もいないし、大きな災害の取り組みもいっぱいあるのでなかなかできないし、マンパワーも足りないっておっしゃる。でも、マンパワーが足りないんだったら雇ったらいいじゃないですかと、私、言いました。そういうことを、やっぱりどこかでやっていかないと、住民ではできないことがいっぱいあります。やっぱり役場でないとできないことがあるんですよ。

で、今のこの、まち・ひとの創生なんかにつきましても、やっぱり今、これは言葉になって出てきてますけど、この事業の内容っていうのはもう何十年も前からですね、こんなことしてほしい、こんなことしてほしい。やっぱり市町村には、私たちのような町にはですよ、雇用対策を入れても、産業をつくらなかったら雇用が生まれないんですよ。やっぱそここのところのバランスっていうのを、国がやっぱり今やっとなんか入れをしてくれだした。今までは、雇用対策だったら雇用対策だけ。それから、経済の成長だったら企業の話だけ。でも、もう田舎は1つの単独の事業だけじゃなくて、やっぱ総合的な事業をもう入れていただかないと、もうにっちもさっちもいなくなっちゃった。やっとなんか、私たちがずうっと言い続けてきたことが形となって返ってこようとしている。でも、これは昨日や今日言い始めたことじゃないんですよ。ずうっとずうっとずうっと、自分たちが声を出してきたこと。それがやっとなんか形になり始めてるということだと思うんです。

だから、せつかくある、誰かが声を出して、いろんな補助事業ってできてきてるんですよ。その声を反映させた補助事業を、やっぱ私たちの地域でも使えるように頑張ってもらいたい。そう思ってるんですが。

町長、いかがでしょう。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

全体の中でもし誤認があるといけないので、ちょっと補足説明させていただきますけど。

これは先昨日の宮川議員のですね、環境施策の質問でも申し上げましたが、どこかの自治体が導入されていてというのは、それはもうその自治体のご判断であって、優先順位であって、財政的なご判断の中からそういう事業選択がされてると思います。

うちの●●を少し申し上げますと、現在、標準財政規模の200パーセントを超える予算を消化しているところで、この標準財政規模の200パーセントというのはほぼ、増額分については補助であったりとか県の支出金であったりとか、こういうものでございます。よって、少ない原資を最大限活用するための補助事業の導入というスキルについては、当町は他の自治体には負けてないと、自分はそういうふうに自負を致しております。

ただし、どうしてもそういった大きな予算規模を消化していかなければならないような目の前の事業がありまして、そちらに多額の財政的資源であったり人的資源が奪われるので、どうしてもこぼれてくる政策があると。こういったことは、既に認識もしっかりしているところでございます。

よって、この産業の育成、あるいはこの空き家の対策。これまで、おしゃられましたように個別でやってこられた感がどうしてもあると思います。よって、効果がなかなか表れにくかった。それを体系的に整理しましょうということが基本計画の趣旨になっているので、その趣旨にのっとって、まずは計画を立てていただきたい。

それから、仮に、じゃあもう少し雇用の場をとということになって、新たな産業をとということになっててもですね、実は、今回の新たな産業を興すプロジェクトをやってみて、本当にマネージには人的資源が要ります。

よって、もう一つ新たな産業をとというのは、役場主導では絶対にもう今はできません。

よってですね、今やっていることをしっかりと効果を出すための結果を出していく、しっかりと。それと併せて、新たな産業についてさまざまなご提案をいただいたり、あるいは、もう既にやられているんだけど、もう少し手だてがあれば一人の雇用が増やせますというようなところはですね、しっかりと早期に情報をキャッチをして、できるだけの支援をしていきたいと思います。そのための、まあそれが最大限効果が表れるスキームになっているかどうかは別ですけども、町単で民間企業でお使いいただけるような支援事業も持っておりますので、そういったものもフルに活用しながら、しっかりと体系的に黒潮町の総体的な力が落ちないような町づくりは進めていかなければならないと思っております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

4番（坂本あやさん）

すいません、何もかもひっくるめて補助事業という形で表現してしまったので、大変失礼致しました。

私がもう少し進めてもらいたいなっている部分というのは、本当に小さな努力、小さな経済が、町の中にはたくさん回っているということなんですよね。本当に補助事業というのはたくさんありますし、町長がおっしゃるとおり、今、わが町は本当に大きな財政を回してますので、これはまたこれで素晴らしい補助事業の成果だと思います。

それとプラスして、比べて言うなら、やっぱり都会での効果が、中山間、地方ではなかなか感じられないっていう、この表現が合ってるのかなと思うんですけども。やはり、この町の人が頑張ってるっていうことが認められて、そして、その人たちが町で暮らしていくことに喜びを感じられる。小さな小さな事業も見落とさないで頑張っていたきたいという思いを込めて質問させていただきました。その件についてはまた、よろしくお願したいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで、坂本あやさんの一般質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩します。

休 憩 14時 33分

再 開 14時 50分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村将伸君。

3番（西村将伸君）

議長の許可をいただき、通告書に基づき、今回4点のことについて質問致します。

毎年のことですけども、師走になると、今日の雪もそうですけども何か気忙しくてですね、新年への準備に追われるわけですけども。

私はまあ商売柄も手伝い、帰省客が気に掛かるわけですけども。お正月の休暇を故郷で過ごす昔からの習わし、これが今も続いておるわけですが。ただ、私65歳ですけども、我々の世代の帰省が次第に少なくなってきております。年を重ねるごとに、生活の軸足が都会へと変わったこととか、また、それ以上に寂しいことですけども、故郷に当然いるはずの父親、母親がいなくなり、せいぜい同窓会ぐらいでしょうかね、帰ってくるのは。そういった、帰省する理由が次第に失われてきております。

ひと昔前までは、お正月、またお盆の一時的な現象であったとはいえ、それなりのにぎわいがありました。今の高知県、全国平均の約1.5倍の速さで人口減少が進んでいることを身にしみて感じておりますけれども、こうした地方の思いとか声が届いたかどうか分かりませんが、創生法が東京一極集中の是正のために、先月の臨時国会で、まち・ひと・しごと創生法と改正地域再生法の、地方創生関連法案が成立致しました。これ、来年15年から5年間の取り組みだそうですが、今回の衆議院選にも政権公約の柱の一つとして地方が主役の地方創生があって、まあこれは異次元の大胆な政策といった、国の支援に地方が期待するのも当然だろうと思うんです。

ただ、ここまで新聞等いろいろな情報を見ておりましたが、ここまで落ち込んだ田舎経済や人口構造を一気に活性化させると。こういった特効薬が見当たるわけでもありません。また、現状を見据えて、若者の将来に希望の光が一分にでも見えるような町づくりなど、本当に腰の据わった議論を聞くこともないことが大変不安に感じておるところです。

政府は地方創生関連の政策で、優れた提案をした自治体にお金を優先配分をします。そういった方針であるそうですが、これは結局アイデア勝負になりそうなのですが、まあ早急な取り組みが求められるわけですね。

そこでお伺いしますが、執行部はどのような政策提案に取り組むのかを、まず初めにお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、地方創生事業へのご質問について答弁させていただきます。

この地方創生につきましては、先日明神議員から、また、そのほかの議員さんから同様の質問がいただいております。その都度答弁させていただいたところでございます。よって、重複することになるかと思いますが、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

まずは、通告書に基づいて答弁をさせていただきます。

去る11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布、12月2日に施行ということになりました。概要につきましては、理念、そして総合戦略、設置根拠となっております。端的に申し上げますと、市町村は第1条の目的および第2条の基本理念にうたわれている、地域社会づくり、それからサービス提供の長期的見通し、結婚・出産・育児の環境整備、ワークライフバランス、就業機会の創出等について、同法第10条に基づき、地域の実情に応じた施策として基本計画を定めることとされております。

個々の案件につきましては、現在のところ目新しいものはございませんが、体系的に整理することになっていることが特徴であると思っております。

基本的には、これまでも申し上げてまいりましたが、不足があるにせよ該当する施策を現在も実施しているところであり、その精度向上が一段と求められるものと認識しております。また、体系的に整理することによる各種施策の相乗効果。これを促すものとならなければならないと考えております。

また、ご指摘いただきましたように、関連法として地域再生法の一部改正が行われました。

また、先行して改正が行われました中小企業地域資源活用促進法につきましては、この法に基づく事業採択は既に実施中ということになっておりまして、四国管内では2件の実績ということになっております。

いずれにしても、現段階では詳細に制度、事業が示されておることになっておりませんが、一般の地方創生に関連する当町の具体的な対応はこれからということになります。

それから一つ、危惧（きぐ）致しておりますのは、このよく言われる異次元の大胆な政策というフレーズが独り歩きしておりますが、この法律の中身から見るとですね、少しそこまで読み取ることにはできないと自分は思っております。しかしながら、一本目、二本目の矢で実際に大胆な政策を打ってきた現政権でございますので、非常に期待はしているところでございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

基本的姿勢は変わらない。先輩議員の答弁でもそうでしたけれども、今取り組んでおる施策に関して、それほど基本的に変わるものではないといった答弁をお聞きしたわけですが。

ただ、この創生の方針としてですね、まち・ひと・しごとに関しては、基本的視点というのは若干、3つぐらいに分かれると、町長の答弁も含めてですね、若い世代のその就労、結婚、子育ての希望の実現。また2つ目には、東京一極集中の歯止め。3つ目に、地域の特性に即した地域課題の解決だと、そう思うんですが。まあ、町長がおっしゃる基本的な姿勢は変わらないというのは、この3つ目の、地域の特性に即した地域課題の解決と、そういったことになろうかと思えます。

また、この独り歩きしていく異次元の政策ということに関して、まあ期待し過ぎてはいけませんけれども。よく、もう辞められましたけれども、下村議員がよくおっしゃっていたグランドデザイン。そういったものを日ごろから、職員の方々、また執行部の方が温めたアイデア。そういったものがいつも議論交わされてですね、もし財源の裏付けがあれば、こういったことに取り組みたいと。そういったものが当然私はあるだろうと思って、ここに質問出したわけですが。

何か1つでも、このことの財源裏付けがあれば、少し変わった方針だがこのことはやっていきたいというものがあれば、1つでもいいんですけどもお示ししてもらいたいんですが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答え致します。

具体的にですね、財源が確保されればできる事業だというご質問でございます。

同様の指示をですね、9月か10月の定例の執行機関会議という課長会がありまして、そこで指示を出しております。具体的にはですね、今まで、議員のご指摘どおりでございます。今まで温めてきた政策、なかなか財源的な裏付けがないために実施できなかった。しかしながら、これはどうしてもやらなければならない事業であると認識されている事業について、これから降ってくる弾と照らし合わせてですね、今がそのタイミングであると判断した事業については積極的にと。

しかしながら他方はですね、11月当初の当初予算の編成方針の説明会においては、これもこれまで答弁してきたところですが、やらなければならない仕事がこのタイミングでできるという有利な状況がつけられることになれば、積極的に手を挙げなさいと。しかしながら、国の都合で、こういったことはどうかというような、甘い汁のような制度が下りてきてもですね、それに手を出す余裕はないという。つまり、事業の絞り込みをしてしっかりと効果を出す。そういった、この地方創生の事業にしていかなければならないということを申し上げたところでございます。

この議会が終わりますと、また年末に執行機関会議、課長会がございまして、そのこの題目の中にですね、実はこの地方創生事業の項目がございまして。現在、どういうことになっているかと申しますと、各課でそれ

ぞれ地方創生に関連するような、議員からご指摘いただいたような各課で温められていた政策。それがこのタイミングでどうなのかという弾出しを支持しているところでございまして、これが全部とは言いませんけれども、いったんある程度挙がってこようかと思えます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように大変危惧（きぐ）しておりますのは、10月に実際にこの創生本部へ行きまして、内閣府の方へ赴きまして次長と少しヒアリングをさせていただきましたが。法律は確かにできましたけれども、これまでの歴代政権が行ってきた、内閣府に設置した例えば地域活性化推進本部とか、それらとの機能がどう違うのかというのは、実は明確にお示しいただくことはできませんでした。

それからもう一つ危惧（きぐ）したのは、本格的に新年度からということになるかどうかとも全く見通しが立っていないというようなことでございまして、そこらへんはまだ注視をしていかなければならないところでございます。

また、各課で温められた制作につきましては、各課長から答弁させますので。

それでよろしいでしょうか。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

まあ、取り組まれておるということで。

これはあくまでも、まだ決まった財源裏付けはありませんので、当然そういった答弁になろうかと思えます。

ただ、先ほど町長がおっしゃった、省庁の押し付けというか縦割りというか、そういった。補助金をつけて、これに使いなさいと。こういった縦割りのことはお断りしたいと。できたら、その地域でのワンストップの政策に活路を見いだしたいと。そういったように私は受け取っておりますけれども。

ただ、こういった創生法に先行して、これは私が40歳ぐらいのときでした。1980年代ですけれども、正確には1988年。竹下登内閣のときですけれども、ふるさと創生事業というものがありました。1億円でしたけれども。これは有名な所では、あのころは中土佐町かね、久礼ですが。金のカツオを作ったときですけれども、この26年前の出来事です。各自治体にその1億円が配られたわけですけども、まあここらにおられる課長さんも30代ぐらいでしょうかね。もっと若いんでしょうか、まあ記憶に新しいと思えますけれども。

私の記憶では、旧佐賀町では人材育成と名を打って、中学生の海外派遣事業、また研修バスを購入したと、そんなふうに記憶しております。また旧大方町でも、当時の創生資金事業の大まかな内容もあると思うんですが、またそれもお聞きしたいんですけども。結局は、その継続されている事業がほんとに少なく、旧佐賀町時代の海外派遣、中学生の。これだけが今、継続されておるような状態です。

結局、そんなことら含めてですね、全国的に使われた金額は相当な額なんですけれども、ばらまきだったと。こういった言われるゆえんなんですけども。

まあそうならないためにも、できたら今政府が検討中の主な中でも、また、この黒潮町でも大きな課題ですけれども、雇用の創出。また、先輩議員の質問にもありました移住促進。ほんで若者支援。こういった大きな3つの地域課題があろうと思うんですが。

そのことについて検討中ということで、もし担当課長にこういった案があるというのであればですね、お示ししていただきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず私の方から、雇用について申し上げます。

本部にお伺いしたのは、実はその雇用のことがメインでございまして、自分たちの方から、実は税制改正を伴う制度提案をさせていただいたところでございます。

大枠を申し上げますと、民間企業、都市部に存在する内部留保をたくさん抱えられた大企業から地方の創生事業についての資金還流をお願いする税制改正のスキームを提案させていただきましたが、まだこれ、もちろん税制ですので、ちょっとやそつと動くようなものではありませんのでまだまだ時間がかかりますが、そのように期限を切られて、いつまでにどうしなさいということではですね、なかなか実績は出ないと思っております。

よって、自分、本当にこれが異次元の政策として実施されるのであれば、これまでの地域活性化推進本部の取り組みであったりとか、竹下政権の地方創生の取り組みであったりとか、あのよう期限を切って、使い勝手のいいお金をばらまきますよということではなくて、しっかりとした制度を作ること。国がしっかりとした制度を作ること。つまり、地方が永久に創生事業が行えるような制度。それを担保することが、この創生法の中で自分たちが最も期待するところでございます。そうでなければ多分、これまでの二の舞で終わってしまうだろうと、そのようにも思っております。

それからこの雇用につきましては、端的に申し上げますと、多分この創生法のぶら下がりの補助制度なんかのメインになってくると思います。

よって、いろんなスキームが出てこようかと思いますが、当面、自分たちが最も資金需要が高まっております、今の第三セクターの規模拡大。これにつきまして具体事例を示して、内閣府の方へお願いもしてきたところでございますが、まだどういった制度で下りてくるのかというのは予断を許さないということになってございます。

あと、結婚・出産・育児の環境整備でありますとか移住者の支援とかというのは、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

担当課長から何かありますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは私の方から、現在、まち・ひと・しごとの創生関連で考えていることをお答え致します。

先ほど、坂本議員の一般質問のところでもお答えをすべきだったのかもしれませんが、空き家、それから住家に関することでの、移住者に対する空き家の紹介というのも今、総務課でやってございますけれども、その空き家を必要とする、また、それを使っていろんな産業とかに結び付けるそれぞれの課が町内の各課にございます。そういった課をわたっての、まだ仮称ではございますけれども、黒潮町空き家等活用会議というものを立ち上げてございます。これまで2回の各課のその情報共有をしながら、どういったことをすれば移住者が増えていけるのか。また、町内に住む人たちが住宅困窮にされているところをどういった克服ができていくのかと、そういった課題を出し合って、その中で一定、補助のスキームをどうしていくのかという話し合いをしてございます。

例えば、現在、情報防災課で進めている家屋の耐震化でございます。診断をして、そして耐震化を進めている事業につきましても、もう少しスムーズに運べるにはどうした方法が取れるのかといったことや。

農業振興課の方では、新規就農者が町内に入ってきています。その新規就農者の方の住まれる家屋いうか住居。それを無論、町内にも構えて、町内で起業化をしていただきたい。そういった所にも、その住宅のニーズがまた介在しているのも事実でございます。そういった所への空き家の紹介なり、また貸し主へ、こういった希望があるがどうなのかといった紹介も無論やっていかなければならないことがあります。

そしてもう一つは、福祉のセーフティーネットでございます。介護保険認定を受けなければなかなか、リフォームとかどうかといったことが今現在できない状況でございます。そこに、認定を受けられなくても一定のリフォームなりバリアフリー化ができるような制度がまだできないか。そういったことも含めて。

そして、まちづくり課では、これまでリフォームがどうのこうのといったことを、耐震化に置き換えて住居を整理していくといったような課題もありまして、それらを1つにまとめて一つの会議をつくって、まち・ひと創生に結びつけていこうという。

こんな考え方で、現在計画を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

リフォームのことがちょっと出ました。また、補助という言葉もよく出たんですけども。

私、補助というのはあんまり好きじゃなくて、これ、好きじゃないのはみんなそうなんですけども。継続性が、補助を出し続けるというのはですね、やっぱり継続性の問題があるんだろうと思うんです。

リフォームのことをおっしゃいましたが、私も取り組みましたけれども、9月議会でしたか、宮地議員の方からも家のリフォーム、そういったことに助成出さないかと、そういったことがありました。ぜひ、そういったことも含めてですね、仕事づくり、雇用の創出ということでそういったことに取り組まれるようですので、ぜひお願いしたいんです。

また、福祉のことをおっしゃったんですが、私は今回のこの創生のこととこの福祉は、できたら、消費税のことがありまして。その消費税は、社会保障、それ等々の含めた消費税のアップになるんだろうと思うんです。むしろそちらの方で、国の方でできるだけ、町長がおっしゃる福祉関係、そういったことに予算の財源が見いだせたらなと思うんです。

ただ、それとは別途にですね、私自身の考える雇用の創出、またそれから若者支援、それから医療促進というものに。

これは、私がこの前でしたかリーダー研修があって、ちょうど町長と前議長、産業建設常任委員長の坂本さんと陳情に行った折に帰られたときのことでしたけれども、7市町村のその職員の取り組みを私はヒントに、お話を聞きよってですね自分自身が思ったんですけども。今の高知県に住む若者の60パーセント強、それから女性の40パーセント。恋人をつくりたくてもつけれない。また、結婚したくてもできない。それはやっぱり何が原因かという、正規雇用でない。アルバイト、パートだけでは、その収入だけではなかなかそこまで踏み切れないんだと、そういったお話がありました。

で、私も商工会に属してますけれども、ほんとにこの黒潮町にある商業というのは、一部を除いたらほんとに零細企業のような所が多うございます。で、私どもも正規雇用を増やしたいんですけども、まして、自分の息子が社会保険庁のその関係におるもんですから、できればそういった雇用保険、また厚生年金、そ

ういったことに加入をなさいと。そういったことはよくいわれるんですけども、なかなかですね、そこに至るまでに。企業として、その零細企業が正規雇用をどんどん増やして、そこまでいけるというのがほんとに少ないわけです。もちろん、売り上げとかですね、そういったことじゃなくて。

ここに、今年の3月ですけども、小規模基本法というのが国の方でできました。これは、売り上げとか利益、雇用などの事業規模を拡大できなくても地域で雇用を維持し、地域に必要な商品、サービスを提供して頑張る小規模企業に光を当てるものと。そういったことで、利益だけでなく自己表現や生きがい、また社会貢献のために小規模企業を経営しておられる方々に光を当てると。そういった法なんですけれども。こういったことを含めてですね、私がリーダー研修のときに感じたのは、行政側が、例えば厚生年金一つにしても社会保険もそうですけれども、事業主と従業員と、半分半分です。その半分の負担が、正規雇用にするにはなかなかハードルが高いわけです。その部分を、背中を行政が押してやると。これは地方自治体だけではなくて国も県もですけども、背中を押すことで正規雇用が増えるんじゃないかなと、そういった思いがあります。また、そういったことを私も従業員の方に聞くと、ぜひそういったことに取り組んでほしいという意見が多いわけですが。

新しい企業に光を当てることも大切なんですけれども、今ある企業に力を貸す。そういったことが大切なんじゃないかなあと、私は今の現時点では思っておるわけです。

ぜひそういったことを含めて、そういったいろいろな課題提供があると思うんですけども、そういったことの施策を考えられる余裕があるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、西村議員のご質問にお答えしたいと思っております。

既存の産業経営体の支援ということでございますけれども。確かに、既存の業者が一つ少なくなりますと、また新しい事業を展開するとなるとかなりエネルギーが要りますので、そこは大事にしていきたいと思っております。

現在、黒潮町で行っているその既存産業への支援としましては、まあ縫製工場関係になりますけれども、そちらへの利子補給であったりとか、あと、産業振興推進事業費の補助金であったり商工経営資金融資。こういったことを行っておりますので、現在のところはそういったことを活用いただきながら、企業の方を運営していただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村将伸君）

田舎にある、地方にある企業というのは、例えば、常時8時間労働が必要であるかいうたら、そうでもない所がありまして。

できればですね、若者の、シルバー派遣センターってあるんですけども、若い人たちが集まったその派遣というか、そういったセンターをもしつくること如果可以とすれば、いろいろな業種になると思うんですけども。そういった所への派遣、そういった組織をつくっていただきたいと。そういった思いもあります。

また、これ情報でも、都会から地方へ移住に関心をしておる人が約4割もおるわけですから、そういった人たちも含めてですね、働く場の提供といった意味ではいろいろな、多様なことに取り組む必要があると思

うんです。

実際に、日本の面積にして3パーセントの東京にです、67パーセントの人口が集中している。これは異常なこととして。当然、町長がおっしゃったように住みにくい東京をつくると。つくったらいいというので、まあそれも乱暴な言い方かなとは思いますが、結論から言ったらそうなりますね。ただ、今の現状を見ると、田舎の方が住みにくい。そういった状態になっておるんだらうと思うんです。ぜひ、人口問題も含めてですね、そういった視点で取り組んでいただきたいと思います。

これは昨日、住民課長から受け取った町内出生数ですけれども、25年度に佐賀で生まれた子は5人と僕は思ってたんですが、3人だそうです。それから大方が41人。合計で44人。それから平成26年度、この11月までですけれども、佐賀地区で11人、大方で37名。48人。若干増えてきておりますので、まあ明るいニュースなんですけれども。ただ、この佐賀地区の、ほんとに出生率の少なさというのは、ほんとに突出してやるような気が致します。これにはぜひですね、若者が定住するにもやはり。この佐賀支所のことも私、質問しましたけれども、支所一つがひょっとしたら佐賀からなくなるかもしれん。また建て替えの話も、そういったこともあるわけでもない。そういったことも含めてですね、ぜひ、若者がその佐賀地区に住み続けるためにはどういった生活環境、そういったものが必要かどうか。そういったことも担当課長には頭の片隅に置いてですね、取り組んでいただきたいと思います。

また、私、こういう役所運営というのはほんとに、もっと危機感を持つべきではないかなと思うて。まあ、危機感を持ってないということじゃないんですけども、持ってほしいと思うんですけども。私はこの議会に出る前に、自分の知った範囲では、やはり長野県の下條村の取り組みについて、こういった役所運営ということもありかな。まあかなり乱暴な取り組み方、乱暴というか、取り組みをしております。そういったことも取り組んでいただいて、ぜひ今の、これからの黒潮町、そういったものを元気づけてほしいなと思っております。

これは、答弁を求めるにはちょっと話が大きくなり過ぎましたけど。ただ、佐賀支所のことについて。これから本庁は、29年度ですか、できるというお話聞いたんですけども、できれば佐賀支所をどういった形に。なくなりはないということだったんですが、あればお聞きしたいと思います。

全然通告とは関係ないんですが、お願いします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

佐賀支所につきましては、諸機能の充実につきまして今後も業務量を精査致しまして、新庁舎に移る業務課とか、そういうことも含めて、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村将伸君）

業務量を含めて、ぜひ佐賀支所にもですね、職員が賑わいがあるような所にいただきたいと思います。

それで、まだ創生法ができて間もなくで、ほんとにまだ現実味があるかどうかの話ですので、1点目はこれにしておきたいと思います。

2点目の、中心市街地活性化事業について質問を致します。

これに関する質問は私、4 度目になると思うんですが、そもそもこの事業、町長が町長職に就く前に、その当時、辞められた植田壯副町長が総務課長で、松田博和さんがまちづくり課長であったと思うんですが。商工会の会館の方で、商工会長さんと私と町長と、5 名で話したことがそもそも始まりだったように思うんですけども、そういうように記憶してるんですけども。

この 56 号線の改良工事で、立ち退く店舗の移転先の確保とかですね、そういったことを兼ねて、入野駅前開発をまちづくりの起点に据えていたように私は思っておりますが。平成 21 年 3 月の定例会、私の質問の折には、当時の松田博和まちづくり課長は、立ち退き店舗や幹線道から外れてしまう旧店舗、今の商店ですけれども。駐車場の確保が、国道 56 号が狭隘（きょうあい）なためにそこを通らなくなる分、そこを 1.5 車線化にでも図って、駐車場の確保なんかをして店の応援をしたいと。そういった答弁がありました。また、そのときにですね、入野地区まちづくり委員会で意見の集約を諮りたいと。そういった答弁がそのときあったんですが、この前の質問では、森田まちづくり課長にはそういった組織がないんだと言われたんですけども。まあこれは限定的な、2 年か 3 年か分かりませんが、そういったものがあつたと思うんです。ただ、今はないというんでないんでしょうけれども、その見直しとかですね、中止とかいう。このことがちょっと私、今、私にも住民の方にも見えてこないということで質問したんですけども。

そのへんをお聞きしたいと思います。まず、通告書に基づいて質問。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、西村議員の 2 番の、中心市街地活性化事業についてのカッコ 1、事業計画の今後の方針。また、事業に費やした総額は幾らかのご質問にお答えを致します。

中心市街地活性化事業として位置付けました、入野駅前多目的広場整備事業につきましては、国道 56 号大方改良事業に伴い、役場庁舎や家屋および商店の移転、また、交通流動が大きく変化することで、地区の都市機能に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、入野駅前周辺を町民や道路利用者および観光客の憩いの場として整備することにより、町の活性化の中心拠点として位置付け、賑わいと交流を育むまちづくりで、地域経済にも波及効果が期待できる施設として、平成 24 年度より、都市再生整備計画事業にて推進をいたしました。

従いまして、現在進めています国道 56 号大方改良事業とは、非常に密接な関係がございます。

議員からは、昨年度の 12 月議会におきまして、当事業に関します一般質問もいただきましたが、本年度、整備計画の見直しを検討する中で、国道 56 号大方改良事業に伴う移転店舗の皆さまの移転先が入野地区周辺に決まりまして、現在、新築工事等を実施していることや、また、国土交通省において関連工事として計画していました、町道入野駅前線の改良工事も中止になったことなどを踏まえすと、現計画につきましてはいったん中止をせざるを得ないと判断をしていますが、今後、大方改良事業が完成をし、都市構造の変革に伴い町民のニーズや、また機運の高まりを見ながら、あらためて入野駅前周辺のまちづくりを検討していきたいと考えております。

また、当事業に費やしました経費につきましては、平成 20 年度からの黒潮町入野地区まちづくり検討会や、市町村の中心市街地活性化の取り組みに対する診断、助言事業、ならびに、平成 24 年度からの黒潮町市街地まちづくり計画策定委託業務、そして駅前多目的広場基本及び実施設計委託業務を含めると、3,398 万円となっております。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

中止になったと言われたんですけども、これは時間が経過するにつれて変わってきたのかなあといった感想があるんですけども。

この見直しとか、まあ中止でも、結論をつける前の結果として、この事業で立ち退きの相談等があった立ち退かれた住民の方もおられるわけですね。その入野地区なんか、まちづくり検討委員会ですか。こういったメンバーの方々に、このような見直しといった。何か私からすれば、中途半端な事業になってしまったことへの経過報告というか説明責任もあるんだらうと思うんですけども。

実際に、辞められた喫茶店の経営者等々にですね、そういったことの経過報告はされたんでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

議員ご質問の辞められた方に対しましては、特にご説明は致しておりません。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

町が計画したことの中で、実際にそうして辞められた方もおるわけですから、私はある程度道義的な責任もあろうかなと思っておるがです。で、その人に補償しなさいとかそういった意味ではないんですけども、できれば説明等々はすべきかなと思っておるわけです。

これは津波、3.11 を受けて、この界限、役場自体も高台移転、高台の方に行くこと。そういった形の中で、町長なんかも恐らく考えられたことだろうと思うんですけども。これは新しい新庁舎ができた後に、またこの要望があればと言ったんですけども、役場としてはですね、こういったお店がそこに集まっていく、集約できるような土地の確保。そういったことは考えられてるんでしょうか。

お聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答えを致します。

この計画に当たっては、昨年度、平成 25 年度にですね関係機関との協議は、移転商店等への出店可能性。まあ移転先じゃなくって、他の業者ですね。そういう業者に対しましてもヒアリング調査等を行いました。その中で、もしここにできれば出店をしますかというお尋ねしましても、なかなかそういう業者があまり見当たらないということで、既にこの改良事業に伴って移転する店舗ももういないという中では、なかなか現時点では計画はちょっと困難であろうというふうに考えてます。

ただ、先ほども答弁しましたように、やがて、平成 30 年度以降になろうかと思えますけど、大方改良バイパスが完成をしたら、その道路沿いには民間のそういう商店等もまた進出する可能性もあります。そういうまた変化の見られてくると思いますので、そういう場合に、またこの広場の計画いうものをまた検討することも必要でないかということも考えております。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

経過とともに、またその道路沿いにお店が来る可能性もあるというような答弁ですけども。

これ、私、小売店の立地条件というのは非常に大事でして、どこでもいいというもんじゃありません。で、できればですね、まあ商工会を通してでもそのお店がその道路沿いに出ていきたいと。そういったときに、こういった計画があったわけですから、できれば役場の方で、登記等も含めてその土地のお世話、そういったことに寄り添うて。もし、いかん場合もあるかもしれません。そういった姿勢を示してほしいと思うんです。

やはり、なかった話が役場の方から出されてきて、そのことでほんとに気持ちも揺れ動いた商店の商店主もいるわけです。実際にお店一つを動かすということは、自分の仕事場も失うかもしれん。また、自分の建物、おうちもそのままやらないかんわけです。ほんとに一生で一度あるかないかのような大きなことなわけです。それで、まあ一つの計画の中でそうなったとき中止ですと、こう言われてもですね、なかなか今ひとつほっこりせんなど。そういった私は気持ちがあるわけです。質問状を出したわけです。はい、分かりました。

ただ、新しい新庁舎ができて、恐らく町の様相も変わってくると思います。実際に、町自体のデザインを試してみよと言われても、何せこの黒潮町というのはこう横に長うございましてね、どこか中心かどうかちょっと定めにくいところもあります。ただ、その当事者の、商店主等の意見をできるだけ最大限酌み入れて、計画をもしやる場合があればですね、新たに。進めていただきたいと思います。

3 点目の、それでは缶詰工場の現状について質問致します。

通告書にはですね、製造や販売、雇用は計画どおりに進んでいるか。また、製品試食後、住民の評判が大変気になるところだが、その反応はどうか。これまでの製造と販売実績を踏まえ、本格的な製造工場への取り組みは何年度が見込めるか、とやっています。

これは、この工場のことで大手メーカーのお話も聞いたんですけども、重複するかとは思いますがもう一回、説明をお願い致します。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、西村議員の 3 番、缶詰工場についてのカッコ 1、製造や販売、雇用の状況、製品試食後の住民の評判、本格的な製造工場への見込みのご質問にお答え致します。

これまで本町では、新産業の創造に向け産学官連携のプロジェクトチームを立ち上げ、防災の町としての認知度を生かした雇用の場を創設するため、新産業創造の取り組みに挑戦してまいりました。

現在、株式会社黒潮町缶詰製作所では、試作品の研究開発と併せて本格的な製造に向け、スタッフの技術と知識の習得を目的とした人材育成を進めている状況でございます。誕生間もない工場ではありますが、スタッフの鋭意努力によりまして、現在では 4 つのオリジナル商品を町内 2 カ所の道の駅で販売しているところでございます。

また、ふだん使いできるモノをいざというときの防災用品として役立つ、いつものものもという提案を以前より行っている、株式会社良品計画様と協力して商品開発を行うことになり、来年 4 月上旬より、缶詰製作所が製造した 4 つの商品を販売することになりました。

良品計画様では、現在、国内約 380 の店舗で販売を検討してくださっており、製作所スタッフ一同、衛生管理の徹底、製造量向上に向け、さらに気を引き締め業務を行っているところでございます。

このように、自社製品や OEM 商品の販売、または防災用備蓄食料として町への販売など、計画に準じた販売を行っているところでございます。ただ、計画では自社製品としての販売にウエートを置いた販売計画を立てておりましたが、良品計画様との商談が進ちよくしていく中で、試作品の提案のために想像以上に日数を要し、自社製品の製造と販売数が伸びませんでした。従いまして、今年度の実績見込みと致しましては、良品計画様への来季販売分の納品数の占める割合が大きくなる見込みでございます。

次に、雇用計画と現状についてでございます。

町から派遣した職員を除いて、今年度は社員 4 人とパート職員 6 人を雇用する計画で進めておりましたが、良品計画様との商談に伴いましてスタッフの増員を進めており、現在は社員 4 人、パート職員 9 人を雇用し、良品計画様のオーダーに応えるように増産体制を組んでいるところでございます。

次に、試食の反応についてでございます。

住民の皆さまへの試食につきましては、イベント会場で売る際に試食をしていただく機会を設けるなどして、缶詰の PR を行っているところでございます。また、イベントで試食をしていただく際には、他の食材と調理したものを提供するなどし、缶詰利用の幅の広がる提案も心掛けているところでございます。

また、今年 8 月 31 日に実施した黒潮町総合防災訓練では、訓練に参加してくださった住民の皆さまにカツオとキノコのトマト煮をご試食いただき、アンケート調査を実施し、200 人を超える皆さまの声を頂戴致しました。その結果、総合評価としておいしいと評価してくださった方は 233 人中 79 人、34 パーセントとなっております。逆に、まずいと評価してくださった方は 47 人、20 パーセントとなっております。また、普通と答えていただいた方が 107 人、46 パーセントいらっしゃいますので、おいしいと普通を合わせると 186 人、80 パーセントとなっております。なお、まずいと評価してくださった方のコメントを見ますと、味が濃い、トマト味は苦手、といった感想が多く見受けられました。一方、おいしいと評価してくださった方のコメントを見ますと、日常の食卓に出しても良いと思う、缶詰と思えないほどとてもおいしかった、といった感想もいただいているところでございます。味のことなので好みが変わることは一定仕方のないことだとは考えておりますが、おいしい日常食でありながら非常食であることを目指す缶詰と致しましては、商品の種類を増やすことで多くのお客さまに気に入っていただける商品構成になるものと考えております。

なお、今年度、町の備蓄食料には、トマトソース、オイル、しょうゆの、3 種類の味をベースにした商品を納品することにしております。

次に、本格的な製造工場の見込みについてでございます。

本工場の建設につきましては、現在、良品計画様との商談を進行している状況であり、不確定要素が多く、来年度の売れ行きや今後の市場の状況を見定めた上で、具体的構想を立ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

まあ計画は、一生懸命な中で、ある程度は結果を見込めるかなというお答えだったように思います。

すいません、中でこの 2 カ所の道の駅で売られておることですが、その納品数というか販売数でも結構ですが、まあ販売数までつかめてないかも分かりません。あればそれと。

それから、良品計画さんとその自社製品。どっちかというと、良品計画さんの方がウエートが高くなってお

ると。これはどの程度の高さなのか。

それから、これは試食後に私も感じたんですけど、この賞味期限が非常に短いように私は思ったんですが、そのこと。

それから、今、最後におっしゃいましたその備蓄として、ソース味とかしょうゆ味とかそういったものがあるようですが。それはどの程度の納品を考えられておるのか。

その4点をお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、西村議員の再質問にお答え致します。

まず、道の駅での販売ですけれども、道の駅では、8月の14日から販売を始めております。

そして、11月の30日までの3カ月半の実績でございますけれども、数量で757缶、売り上げで27万7,894円となっております。

続きまして、良品計画様の割合のことでございます。当初予定しておりました良品計画様への販売数は4万缶と計画しておりましたけれども、12月の9日の時点では10万缶を納める予定で計画を立てております。ただ、まだ商談をずっと続けておりますので、これはまだ増える可能性もございますので、9日時点ということでお含みいただきたいと思っております。

それと、賞味期限のお話でございますけれども。8月31日の避難訓練のときには、まだできて間もないこともありまして、賞味期限がそのときには4カ月でございました。ただそれからこちら、缶の試験とかいろいろな試験をしまして、現在9カ月まで伸びておりますので、これからまただんだんと伸びていく予定でございます。

それと、備蓄品についてでございますけれども。町への備蓄品につきましては3種類、先ほど申し上げましたように納品するようにしております。全部で1万8,000缶。6,000缶ずつ3種類ですね、1万8,000缶を納品するようにしております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村将伸君）

良品計画さんのその10万缶は分かったんですけど、自社製品が少ないと。その割合が、例えば100あるうちの9割が良品計画さんで、10パーセントが自社製品として売らんだと。そういったことは出されていないでしょうか。

それから、備蓄のこの缶詰に関しては、その賞味期限はどの程度に設定してるのか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

本年度の商品の売り上げに占める、その良品計画様のウエートということであろうかと思いますが。ファーストロット18万缶のうちの10万缶を年度内に納入するということになりますので、それと自社販で売った数量はけたが違いまして、もう90数パーセントということになります。

で、今後の見通しもですね、実は製造圧力が非常に高く、全精力をつぎ込んでフル稼働して、すべての

商品を納めなさいぐらいの商談になっておりまして、今、実は自社製品のですね、積極的な営業を控えなければならぬというようなことになっております。それは製造能力がないのでということでございます。これは次年度から、あの規模の工場で続ける限り、ずうっとこういった構造は維持されるようになります。しかしながら、利益構造を確立するためには、あるいは当町の商品として情報発信力と併せてですね、どうしても自社製の開発と販売には踏み込まなければ当初の所期の目的が達成できませんので。そこに移るためにはですね、どうしてもある一定製造能力の拡大を図らなければ、現実的に対応ができないということになってございます。

そして、なぜそういうウエートの高い良品さんと商談を進めているかというのは、自社製品の営業を掛けていってですね売れるまでに、ある一定の工場が7割、8割の時間稼働できるぐらいの製造力によるその商品提供ですね。それまでの販路の開拓のスピードというのはですね、やっぱ相当、数年かかると思います。そうなりますと、当然資金ショート恐れがありまして。まずは、当面の最大の目標は工場稼働率。これを100パーセント回していくということになって、この大きいロットの注文が見込める良品さんとの商談を進めているということにしてございます。

備蓄の方につきましては、室長の方から答弁させていただきます。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

賞味期限につきまして、1年を目指して今やっております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村将伸君）

ほんとに初期の取り組みですので、私、何もこのことを問い詰める気持ちはないんですけども。ただ、自社製品を作ることが、まあひとつの当初の初期の目的だったと。まあ、そういったことを言われている。

私はこの工場に期待したのは、やっぱり雇用を最優先になるのかなという、そういった考え方は私個人的にはありました。そういったことでは、町長が最初におっしゃるように、自社製品、大手メーカーとの缶詰と競合しないその商品開発、まあ独自の商品づくりということもあって、その販売ルートで生き残ると。そういったことがまあ理想は理想的なんですけれども。

ただ私、以前にもこの質問のとき質問したんですけども、OEM、いわゆる特定の流通業者の下請けの製造工場として位置付ける。こういった要素が今強くなっておるわけですね。90パーセントを超えるような頼り方ですので。ただ、頼るのは結構なんですけれども、ひとつの商売的なものから考えると、その一社にあんまり頼るとですね、そのリスクが大き過ぎて、もしその良品計画さんが手を引かれたときに、もう先が全然見えなくなってしまうと。そういった可能性もあるわけです。できるだけこういった自社のそういうリスクを回避しながらですね、経営に取り組んでいただきたいと思うわけです。

まあ、これ以前にも町長室まで行って、押し掛けて話したこともあるんですけども、民間企業というのは製造工場を造るにも資金が要ります。できればこういったことは地方の、これはヒントになるかも分かりませんが、地方の自治体でそういった製造工場を構築してくれたら、そのブランドを持つメーカー側はそこを利用してくれると。私はこれ、以前、植田副町長に言ったのは、カット野菜。そういったものを地元のスーパーで売ってもらうのを、その黒潮町の工場で作ってできないかなと、そういったことを相談した

思い出もあります。

できるだけ、ただ独自路線ということもちょっと言われたんですけども、このへんでまた一つ心配なのは価格競争にさらされる場合があるわけです。この独自でいく場合はですね。まあ今のこの現状の景気であると、価格設定による消費者の買い控え。値段見たんですけどあんまり安くないですから、300 円を切ってしまうような価格設定されるとなかなか利益が出てこないと。そういったことを心配するわけです。

そのへんのことは室長、将来的にどんなふう考えてるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

価格設定につきまして、現在、良品様と商談を進めているところでございますのでまだ詳しい話というのができませんけれども、一定、新聞報道の段階では300円と350円で設定されておりますので、それでは基本的には進んでいく予定でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

その価格をお聞きしたのは、ちなみに、私の所のお店で売っている黒毛和牛の缶詰が350円程度で売っておりますので。それと、カツオの缶詰が340円。

これ、ちょっとこう、そのへんを消費者がどう選ぶか。そういったこともありますのでね、できるだけ私は、この良品計画さんのOEMがうまく商談が繋がればですね、そちらの路線でいかれることもありかなと思っております。まあ、これからのあれを期待しております。よろしくお願ひします。

では、4点目に移ります。

これは9月定例会に続いて質問するわけですが、通告書で先の質問への検証したい旨をお知らせしてきました。早速、その議論のかみ合っていない所をお聞きしたいわけですが、この9月議会での一般質問の状況を、このIWKで見ている元職員の方からのご指摘もあったわけです。

早速お聞きしますけれども、佐賀地区の配水池、水道タンクのその清掃方法の件についてですけれども。これは先の課長の答弁では、なぜその106万も掛けたのかと。そういったときに、水を抜くにはそれだけの費用も掛かると。清掃するのにですね。次の水を入れるにもまた当然費用が掛かるわけで、そういうものが何十万には含まれておりませんと。あくまで人件費程度のお金でして、600トン、800トンの水をですね、上げていくに電気料も掛かると。そういった答弁をいただいたわけですが、

その元職員からのご指摘ですが、その水道タンクの清掃に水を捨てた覚えは一回もないと。これはどういう方法かという、弁の切り替えがありまして、その水を洗うタンクから住民の方に供給しながら、一回そこを空にしてそこで清掃する。次に、それが終わると、2つ目を給水して掃除すると。その間に水をためていくんだと。あそこに3つあるんですけども、200トンのタンクのところにですね、配水池に配電盤というかありますよね。弁の切り替えが。そこでやるんだけれども、その配電盤の使い方を施設管理者が知っちゃうがじゃろうかねと、そういった質問が私にありました。で、担当のそこへ行きまして、清掃した後の写真も見せていただきました。きれいに掃除していただいておりますけれども。

そのときに、管工事組合に施設管理を委託しよう、そういった答弁があったんですが。その管工事組合はどこにあるのかねと担当者にお聞きすると、代表者の方のお名前を挙げていただいたんですが、どういっ

た組織か分からないような話だったものですから、できれば清掃のときの水の切り替えのこととか、またはそれと、管工事組合。通告書も書いてますけれども、その管工事組合の存在と。どのような業者で成り立っておるかですね。

お聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、西村議員の4番の水道事業についてカッコ1の、管工事組合はどのような業者で成り立っているのか。また、佐賀地域のろ過施設、配水池の管理状況についてのご質問にお答えを致します。

黒潮町管工事組合につきましては、黒潮町の指定給水装置事業者のうち、町内に事業所を有しております、かつ、給水工事指定当番店に指定をされています11業者で組織をされた組合でございます。

佐賀地域の、ろ過施設、配水池の管理につきましては、ろ過施設と配水池があります施設につきましては、年一回、ろ過施設の砂洗浄時に配水池の清掃も併せて実施をいところでございます。

実施時期と致しては、集落の給水量が少なくなります冬季での対応としています。

なお、鈴簡易水道につきましては、施設も古く、現在工事も新しくしておりますが、砂の目詰まりにより、ろ過ができなくなるため、その都度、砂の清掃を実施をしているところでございます。

配水池のみの施設につきましては、以前も申し上げましたとおり、担当者が適宜、目視にて確認を行なって、状況に応じて清掃を実施しているところでございます。

また、拳ノ川地区にあります2つの受水槽につきましても、担当者が適宜、目視にて確認を行い、状況に応じて清掃を実施しております。

以上です。

申し訳ございません。ご質問ありました、佐賀の配水池の清掃の件がございました。

担当課としましては、いろいろ前回の質問でもご答弁しましたように、工法による選定を検討しました。その結果、今年度やりました、潜水土による工法が一番適切ではないかということで判断をし、実施したところでございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村将伸君）

目視によることで清掃するかしないか決めると言われるんですけども。

私、先ほども、以前の職員の方にお聞きしたんですけども、目視というのは、鉄分が入ったものが含まれてきて、配水池に。その鉄分をそのまま置くといろいろな問題が起きると。やはり、以前佐賀で取り組んだ、せつかく3つもタンクがあるわけですから、そういった弁の切り替えをしながら人力でやる方がええぜと、そういった話でした。

またそれと、管工事組合なんですけれども、この11業者の人が認識していないところが、私、不思議な組織だなと思うんです。で、委託してるんですから組織があるんでしょうが。そういった、例えば総会とか、そういった議事録等も当然あるんだろうと思うんですね。

で、代表者の方にお聞きしたところ、施設管理というても水質検査は受けておると。そういった話でした。若干、課長の言われることとずれるわけですけども。ただ水に問題がなければよしということ、

結果はそうなんですけれども。ただ、しかしそうではなくてですね。

一つに、この前の課長の答弁で、受水槽に関しては、これは目視とかそういった問題でなくてですね、何いいますか条例がありまして、その清掃を毎年行わなければならないと定められていますと。こういうふう

に、受水槽に関しては課長答弁されてるんですけども。

やはり町が管理するものについては、受水槽であっても目視なんですか。

ちょっと確認をお願いします。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、西村議員の再質問にお答え致します。

その貯水槽の関係になりますけど、町の水道事業の給水に関する条例の第45条に該当すると思います。

ここに書いております設置者の責務ということで、まあ清掃等を位置付けしているわけですが、これは民間等がですね、設置をしていることを指しているものでございまして、町の設置しております、ただ今言いました若山の受水槽等につきましては一連の配水池と同様の取り扱いということで、保健所の方にも確認はしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

どうも私、この質問をしているのは、先の質問のときも言ったんですけども、佐賀の水は高知の業者にも聞きました。きれいだと。あんたが言うほどあれじゃないよと聞いたんです。

じゃなくて、私が言いたいのは、受水槽、例えば民間に関して管理する側の役所が管理する水槽については目視でやって、民間には1年に一回の清掃を義務付ける。これどうしても、その監督する側の役所がですね、そういう形では私は。もし民間が知ればですよ、はいそうですねという話にはならないと思うんです。

ぜひね課長、これ私だけじゃなくてほんとに住民の方も、また水道業者の方もそうです。それから、随分長い間、何十年間も水道行政に携わってきた元職員の方もそのことをおっしゃるわけですから、ぜひ直せるところは直してほしいわけです。そんなふうな。以前の佐賀でやられたことが、なぜこの黒潮町になるとできないのか。私、そのへんはですね、やはり看過するわけにいかんわけです。

課長、ぜひ前ですね、元職員なんかにお話を聞いて、どういった取り組みをされておったかどうか。そのことで取り組みを考え直してくれるかどうか。

その1点、最後にお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

西村議員の再質問にお答えを致します。

町におきましては、ただ今ご紹介しました管組合に委託をしております管理、といえますのは、塩素の残量とか塩素濃度ですね、それとか、ろ過地の保守点検をお願いをしているわけで。

そのほかにもですね、水質検査の方を毎年やっております。その分につきましてはですね、月に1回するもの、また年に3回、まあ年に1回とか、いろいろ項目がございます。基準も、9項目、21項目、38項目とか

いろいろございますけど、そういうものを定期的に検査をして、安心な水かやっております。

ただ、民間に置かれますその貯水槽につきましては、そういう検査を毎日毎日、毎月やっているわけございませんので、その分につきましては完全に1年に一回の清掃はやってくださいという義務付けはしております。

ですから町の施設におきましても、例えば、現在、広野の公営住宅でございますけど、あこだけはどうしても水圧の関係もございまして、住宅の上に受水槽をつけております。その分につきましては、こちらで1年に一回、業者の方にも委託をして掃除をしております。

そういうことを踏まえまして、まあなるべく清掃の方はですね、極力やればいいですけど、やることによってまたいろいろな支障も出てきてもいけませんので、その付近につきましては担当課の方で適宜やってはいきたいという考えを持っています。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

どうしても、その今のやり方がということなんですけども。合点がいかんわけですけどね。

要は私が言いたいのは、その監督する側の水槽も1年に一度やって、民間の方にも1年に一度やってくださいというなら、私はつじつまが合うと思うんですけども。まあそういったこと、私は普通と思うんですけどもね。

それと、私、忘れてました。この前、私、9月の質問では3つの水槽のことの清掃を言うんですけども、そのうちの200トンのタンクは清掃してなかったと。で、これはしてないということは私、質問の後、視察に行ったんです、自分で。個人的に行ったんですけども。ほんとに4WDやないと。それを知らずに自分のトラックで行ったもんですから、坂道を今度は上がれなくなってきて往生したんですけども。あの道の狭隘（きょうあい）な上へ向いて、こう枝がものすごい茂ってね。それから、最初に上げる、揚力する側のあのタンクですけども、そこの草が大変でした。見るのにもね。それから、備蓄の倉庫をあそこへ造ってるんですけどもね、避難場所になるということでしょうか。あのへんの草も大変でしたがね。

で、そのことを視察に行つてねえというて、産業建設委員会の方にお頼みしてたんですけども、あの草はいつ刈られたか分かります。その配水池の。課長は分かりません。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

配水池の草刈りににつきましては、担当の方で年に3回ほど刈っております。

つい先日もですね、ちょっと生えておりましたので、整理をせないかんということで刈りました。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

刈らないかんということで刈ったと思うんです。

ただそれが、11日の本会議ですか、開会の日にそれがありまして。で、視察がそのうち、その日でしたか。で、私、月曜日に確認すると、草ぼうぼうのままそのままだった。ところが2日、その視察に行くときにはきれいに刈って整備されてたですね。こういう、やればできるのになぜそれをしないのかなど。見に行く

ということになると、それをやると。この姿勢がね、やっぱり私、水道行政のね、どこかちぐはぐなところだと思うがです。

それと、まあ、そのことはしかしやってくれてるんですからね、それはそれでええことです。ぜひそういった形でやってほしいと思うがです。

で、以前にありましたその揚力電気料を質問したときに、830 トンへの高い所の配水池。それへ上げる電気代はどれぐらい節約できるかねえと。そういった計算してほしいがですがという質問してたんですけども、されてるんでしょうかね。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答え致します。

なかなか算定が困難でして、現時点でまだできておりません。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

課長には困難かも分かん。

ただ、前任者の方は、世帯数、人口でですね、使う量。例えば、一日に使う量が 50 リッターだと。それに人数を掛ければそれで分かるし。それと、明神水産さんのような大きなプラスアルファ。それを足していけるんだと。

ほんで、この質問を取り上げたときに、中継池の 203 トンと低区、その配水池がありますよね。600 トンの。この 2 つの 803 トンで、よこはま水産があったときでさえ賄えた。で、この 830 トンがもったいないがじゃないですかということの問い合わせやった。

で、産業建設のまた小松議員、専門家ですのお聞きすると、一つのその 830 トンを空にして遊ばすと、次にまた使うときに大変になるんだと。また問題がありますよという指摘受けたんですけども。そのことでその前任者にお聞きしたところ、そうじゃなくて、その 600 トンを、例えば朝の 7 時から 5 時まで使う。それからその後は、夜のときには 830 トンのを使うと。そういった順繰りをしていけばそれほど、要は、高い所への揚力を極力、一日中上げるではなしに、今、830 トンの方へ上げて、減圧弁で 600 トンの所に持ってきて給水しようわけですね。ほんでそういう工夫をしてくれと。それをぜひ担当者に。まあ、もう辞められてるんですから使うわけにはいかんわけでしょうけども、ご相談をさせていただいて、そういった節約をしてもらえないかと。そういったことの質問なんです。

それ、してもらえますかね。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答え致します。

その件につきましては、また検討していきます。

ただ今回、高区の配水池 800 トンございますので、低区が 600 トンございます。で、現在、議員がおっしゃいましたように、現在の系統につきましては取水池から中継池を挟んで、高区へまずは上げます。上げてから、高区から低区へ下ろして。どうしても高区ですと圧が強いですもんで。それから、低区から各ご家庭

の方へ向けて配水をしているという状況でございます。

で、現在、町の方で考えておりますが、やはり急な停電時等になった場合、まあ緊急時も含めてですけど、どうしてもその2つのタンクがあれば、何とか断水にもならず皆さまの家庭に配水ができると。この差配につきましては、白浜から藤縄までの、給水人口にしまして約2,500人の方々の水を預かっているもので、そういうことを考えると、どうしても2つのタンクを常時使っていきたいと。

で、先ほども議員がおっしゃったようにですね、もし高区のタンクを空にして、また新たに水を入れていくとかいうことになるとまた、そのときの衛生管理の面。まあ空というか、水がですね。水というがは恐らく循環をしていかなければやっぱり、止まっていればあまり良くありませんので。そういうことも考えますと、常時こう両方の配水池タンクを活用していた方がいいんじゃないかということもあります。

ただ、議員がおっしゃいましたようなことも先ほどお伺いしまして、係の者と再度協議をしてですね、なるべく電気料が要らないように努めてまいります。

以前も申しましたように、かなりやっぱり電気料が多うございます。ここの佐賀の簡水の電気料を見ましても、月額約80万円程度どうしても要ります。取水池でのそのポンプのくみ上げ、ほんで中継池でのポンプのくみ上げ等、いろんなことを考えますと月にそれぐらい要ってまいりますので、少しでも安くなるような手法をまた考えていきます。

議長（小永正裕君）

西村君。

3番（西村將伸君）

空にするというのはですね、確かに問題があるんだろうと思うんですけども。

このフロー図というの、これ、課長からもらったものでしょうか。

（まちづくり課長から何事か発言あり）

はい。

このフロー図で分かるようにですね、この830トン空にするというんじゃなくて、要は、そこに水を張っても、できるだけこの830トンの方を使用を控えれば控えるほど揚力電力が要らんわけですね。

それと、これは期間的によると、この低区の配水池と、この203トンの中継池とだけで回せる時期もあると思うんです。別に、この高区の方のそれを空にせんでもですね。要は、この3つの配水池を、上手に弁を切り替えながらやると揚力電気代が浮くぜと。そういった節約のご指摘やったわけです。前任者の方はね、で、そのことを問うたわけです。

それと、まだ結論もろってないのですが、この、やっぱりタンクは潜水夫の方でやられますか。それとも、給水してもらいながら、住民に。水を捨てなくても、そういった100何万掛かる清掃が10万そこそこできると。そういったご指摘もいただいておりますけれども。やはり、その潜水夫を使った100何万の方でこれからもいかれるんでしょうか。

最後に、それをお聞きして終わりたいと思います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答え致します。

本日受けましたご意見等も踏まえまして、再度ですねその付近は検討をして、最適な工法を選んでいくようにまいります。

議長（小永正裕君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

以前はですね、あなたの上司でもあったり先輩であったわけですので、ぜひご意見等をいただいて、できるだけ安価で安心、安全な、きれいな水の供給に努めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 18 分